

紀美野町第4回定例会会議録

令和5年11月28日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和5年11月28日（火）午前9時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 仮議長の選任を議長に委任する件
- 第 5 議案第 51号 令和4年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について
（委員長報告）
- 第 6 議案第 52号 令和4年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について（委員長報告）
- 第 7 議案第 53号 令和4年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳
出決算の認定について（委員長報告）
- 第 8 議案第 54号 令和4年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について（委員長報告）
- 第 9 議案第 55号 令和4年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認
定について（委員長報告）
- 第10 議案第 56号 令和4年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳
入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 第11 議案第 57号 令和4年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
の認定について（委員長報告）
- 第12 議案第 58号 令和4年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について（委員長報告）
- 第13 議案第 59号 令和4年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認
定について（委員長報告）
- 第14 議案第 67号 専決処分の承認を求めることについて（紀美野町長、副町長
及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について）
- 第15 議案第 70号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正す

る条例について

- 第16 議案第 71号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第 72号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第 73号 紀美野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第 81号 工事請負契約の締結について
- 第20 議案第 82号 工事請負契約の締結について
- 第21 議案第 68号 紀美野町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 第22 議案第 69号 紀美野町課設置条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第 74号 紀美野町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第 75号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第25 議案第 76号 紀美野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第 77号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 第27 議案第 78号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 第28 議案第 79号 指定管理者の指定について
- 第29 議案第 80号 指定管理者の指定について
- 第30 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第31 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第32 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第33 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第34 議案第 83号 令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）について
- 第35 議案第 84号 令和5年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第36 議案第 85号 令和5年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第37 議案第 86号 令和5年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2

号) について

第 38 議案第 87号 令和5年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)
について

第 39 議案第 88号 令和5年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補
正予算 (第2号) について

第 40 議案第 89号 令和5年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第
2号) について

第 41 議案第 90号 令和5年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算 (第
3号) について

第 42 議案第 91号 令和5年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算 (第2号)
について

○会議に付した事件

日程第1から日程第42まで

○議員定数 12名

○出席議員

| 議席番号 | 氏名 |
|------|-------|
| 1番 | 徳田拓嗣 |
| 2番 | 中原和也 |
| 3番 | 桐山尚己 |
| 4番 | 藤井基彰 |
| 5番 | 上柏皖亮 |
| 6番 | 埴谷高夫 |
| 7番 | 七良裕光 |
| 8番 | 北道勝彦 |
| 9番 | 向井中洋二 |
| 10番 | 伊都堅仁 |
| 11番 | 美濃良和 |
| 12番 | 美野勝男 |

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

| 職 名 | 氏 名 |
|-----------|-----------|
| 町 長 | 小 川 裕 康 |
| 副 町 長 | 細 峪 康 則 |
| 教 育 長 | 東 中 啓 吉 |
| 消 防 長 | 家 本 宏 |
| 総 務 課 長 | 坂 詳 吾 |
| 企画管財課長 | 中 前 貴 康 |
| 住 民 課 長 | 東 浦 功 三 |
| 税 務 課 長 | 坂 昌 美 |
| 保健福祉課長 | 森 谷 善 彦 |
| 産 業 課 長 | 吉 見 將 人 |
| 建 設 課 長 | 米 田 和 弘 |
| 教 育 次 長 | 曲 里 充 司 |
| 会 計 管 理 者 | 太 田 具 文 |
| 水 道 課 長 | 長 生 正 信 |
| まちづくり課長 | 湯 上 増 巳 |
| 美里支所長 | (湯 上 増 巳) |
| 代表監査委員 | 菊 本 邦 夫 |

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 井戸向 朋 紀
事 務 局 書 記 西 本 貴 哉

開 会

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和5年第4回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男） これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（美野勝男） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、9番、向井中洋二議員、10番、伊都堅仁議員を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（伊都堅仁） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から調査結果を報告願います。

伊都堅仁委員長。

（議会運営委員長 伊都堅仁 登壇）

○議会運営委員長（伊都堅仁） 去る11月21日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告をいたします。

会期は、本日から12月13日までの16日間とし、会期中の会議予定につきまして、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 伊都堅仁 降壇）

○議長（美野勝男） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から12月13日までの16日間としたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12月13日までの16日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（美野勝男） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告書が提出されています。お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

小川町長。

（町長 小川裕康 登壇）

○町長（小川裕康） 皆さん、おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、令和5年第4回紀美野町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位をはじめ関係者の皆様方には、何かと御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに、心より厚く御礼申し上げます。

まず初めに、去る9月に発生した職員の不祥事について、改めて御報告を申し上げます。

9月11日、19時頃、役場本庁舎内で職員同士が業務上の意見が相違し、口論になりました。それがエスカレートして、一方の職員が相手方職員の首をつかむという暴行に及んだ事案が発生しました。その後、暴行した職員は深く反省し、相手方職員に謝罪をし、職員はその謝罪を受け入れ、両職員は和解をいたしております。

しかしながら、暴力行為があったことは事実であり、これを看過することはできず、懲戒審査委員会に諮問いたしました。委員会から答申をいただいた上で処分を決定したものでございます。

処分の内容は、10月20日に公表したとおりであります。また、私につきましては監督責任を明確にし、自分への戒めとして減給10分の1、1か月の処分を決定し、それを執行するための専決処分を行いました。この専決処分の承認を求める案件を今定例会に上程させていただいております。

このたびの職員の規律違反について、議員の皆様をはじめ、町民の皆様の信頼を損ねましたことに対して、衷心より深くお詫びを申し上げます。

今後は公務員倫理の確立、服務規程の遵守などの職員の綱紀粛正に努め、町民の皆さんの信頼回復に向けて取り組んでまいり所存でございます。

次に、10月25日には美野議長をはじめ、議員の皆様、関係の皆様にご列席をいただき、消防庁舎新築工事の安全祈願祭を執り行いました。いよいよ工事着工の運びとなりましたことを大変嬉しく思っております。

また、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことにより、町内各地域でまちづくりイベントが活発に展開され、町に活気とにぎわいが戻っていることは大変喜ばしいことでもあります。

10月22日は、旧長谷毛原中学校において秋の里山まるごと体験が、11月4日には長谷宮でイチョウ祭りが、また11月5日には旧志賀野小学校で志賀野フェスタが、さらに11月12日は、雨山の郷で雨山もみじ祭りが相次いで開催され、いずれも盛況であり、活気が戻ってきていることを実感いたしました。

また、11月3日から5日の3日間、第18回紀美野町文化祭が開催されました。お茶席や、各サークルの体験コーナーが再開され、多くの町民の皆様にご参加いただき、コロナ禍以前のにぎわいを取り戻しました。これからも文化豊かな、そして文化が根差したまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、一昨日の26日には4年ぶりに紀美野町農林商工まつり柿の市を開催することができました。天気にも恵まれ、県内外からお越しいただいた多くのお客様で大変なにぎわいの中で無事に終えることができました。議員の皆様にも御臨席をいただき、このまつりを盛り上げていただきましたことに心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

これからも農林商工業の発展と農産物等の販売促進に力を注いでまいりますので、どうか議員の皆様方の温かい御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第67号から議案第91号までの25件と、諮問第1号から第4号まで諮問の4件であります。紀美野町長、副町長、教育長の給与等条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求める案件が1件、紀美野町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定に関する案件が1件、子育て推進課を新設することに伴う紀美野町課設置条例の一部を改正する条例や人事院勧告に伴う紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例など、条例の一部改正する案件が9件、和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議が1件、指定管理者の指定に関する案件が2件、工事請負契約の締結に関する案件が2件、そして令和5年度一般会計及び

特別会計等の補正予算に関する案件が9件、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることへの案件が4件であります。

一般会計補正予算（第7号）の主なものとして、令和7年度の紀美野中学校開校に向けて、老朽化した校舎の一部を改修するための紀美野中学校改修工事設計業務に係る予算や、6月2日と9月21日の豪雨災害により被災した道路等の災害対応関連工事費などの予算を計上してございます。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので十分御審議の上、原案どおり御可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げまして御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

（町長 小川裕康 降壇）

○議長（美野勝男） 次に、過日、総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会において、県外所管事務調査を行っていますので、調査結果について報告願います。

総務文教常任委員会、埴谷高夫副委員長。

（総務文教常任委員会副委員長 埴谷高夫 登壇）

○総務文教常任委員会副委員長（埴谷高夫） それでは2か所を訪問しましたので、それについて御報告いたします。

池田市は、子ども・健康部の武田氏から御報告をいただきました。それに基づいて寡少でありますけれども、報告いたします。

健康池田21の取組。第2次池田市健康増進計画と、それから食育推進計画を一体化した取組が行われているということで訪問いたしました。

健康意識調査を行っておりますけれども、健康づくりについては成人はもとより、子どもや若者にも食生活や運動不足に起因する生活習慣病の増加、睡眠不足や精神的ストレスによる心の健康に関する病気の増加など、健康をめぐる課題が山積しておることです。

アンケートによる現状把握で特徴的なことは、成人の回収率が34%、児童が68.8%、乳児保護者が76.3%となっていました。

ちょっと、当町での比較をちょっとしてみたいと思ったので、ここに上げさせてもらってますけれども、当町では成人の回収率が54.2%でありますから、20%の開きというのは相当大きいと思われれます。したがって、池田市において、池田市のことを私、はばかりますけれども、回答しなかった人々の特性や状況をできるだけ分析するこ

とが欠けているのではないかと思います。例えば、回答しなかった人々の年齢や性別、職業、収入、居住地や教育水準などの基本的な情報を把握することなしに、何らかの結論を導くことは困難だろうと思いました。

回答しない群と回答をした群での健康意識や実態の差を埋める何らかの方法が必要ではないでしょうか。回答率を高めるためのインセンティブ、大阪府はこういうことをやっているそうですけれども、インセンティブを与えるなどの方法も必要になるかもしれません。当町では児童の2・4・6年生が除かれている、調査から除かれている理由が私ちょっと分かりませんが、また母集団が記載されていないために比較はできないということもありますけれども、乳幼児に対するアンケートはなされていないということがちょっと問題だと思います。

全体としてコロナ渦の中で十分な取組ができていないということが当町でも池田市でもあります。健康フェスタや学生の協力を得ての動画作成など、学ぶべき点もありました。

アンケート結果では、朝食を食べている成人74.5%と低いんですけども、食育への関心は9割近くが関心あると答えています。若年層ほど低くなる傾向が見られます。運動不足を感じている成人が8割を超えている。この問題での取組が必要。毎日の飲酒が2割、喫煙が9.8%で、男性は減少、女性は横ばい、たばこの害に対する正しい知識の取得が大事。受動喫煙対策も必要です。

児童の虫歯が府内で第2位の少なさ、2歳半で歯科健診を行い、フッ素塗布が関係しているのではないかという話でした。かかりつけ歯科医は7割、しかし、定期健診は少なく、57.4%にとどまっておるそうです。若年層に対する啓発活動を強める必要がある。睡眠・休養はあまり取られていないが3割、睡眠時間が5時間未満が6割にもなっていました。健康診断では65.4%の受診だが、社会保険での健診がリンクされていないので、もっと多いのではないかという理由がありましたけれども、ちょっとどうという説明であったか内容はよく分かりませんでした。

健康観については、健康だと思う・どちらかと言えば健康だが82.9%、健康に対する関心があるが9割以上で、その思いが健康診断などにつながっていないところに課題があるということでした。

健康増進計画の取組では、栄養・食生活、バランスのとれた健全な食生活を実現すると、身体運動についても、今よりも10分、日常生活で身体を動かす、飲酒、正しい知

識の習得と適正飲酒に努める。喫煙では、喫煙者を減らし、たばこの煙を吸わせない環境をつくる。歯と口腔の健康、一生自分の歯で食べられるよう、歯と口腔の健康を維持する。休養・心の健康、睡眠による十分な休養とストレスと上手に付き合う、悩みを相談できる人や場がある。健康管理では、自分の健康に関心を持ち、自ら健康づくりに取り組む。健康づくりを支える社会環境では、健康を支える環境の下、地域社会とのつながりを持ち、健やかに暮らす。食事に関心を持ち、正しく理解し、実践することでは、朝御飯を毎日食べる習慣を身につけようとしているそうです。

がん患者の死亡率が男女とも高い。次いで、男性の自殺率が多い。この辺は睡眠不足との関係もあるのではないかと思います。女性では、腎不全が多くなっている。がんの検診受診率が低い、特定健診、国保の受診率は高い。朝食を毎日食べる成人は74.5%で、食生活に対する意識は若年層ほど低い。食べない理由、時間がない、食欲がない、食べる習慣がない、食べなくなった年齢10代が46%、20代が31%。食事の内容については栄養バランス、食品数を多く摂る、半数未満は特に20代では主食・主菜、副菜を揃えて食べる頻度が低い。コロナ禍で予防歯科、母子健診、調理実習ができなかった。そんな中でも、離乳食講習会での調理実習を動画で配信、大阪青山大学の学生と連携して動画を作成してもらった。この動画は私も見ましたが、結構面白い動画になっていました。参考にすべきだと思います。当町でもこういうことをして、啓発をしてはどうかと思います。

管理栄養士を目指して健康栄養学科で学ぶ学生が卒業研究として動画を作成、今年は第二弾を計画しているそうです。こういった動画になって、1、離乳食とは、2、離乳初期について、3、離乳中期について、4、初めての離乳食の疑問に答えますから成っており、分かりやすく親しみやすい動画になっていました。

乳がんについて考えてもらう取組。ピンクリボン月間と称して、各所で乳がん啓発の一環としてライトアップ。何かお城みたいなところがありましたけれども、それをライトアップして、企業、第一生命と連携してチラシ配布や啓発セミナーの開催を行い、がん検診の受診率アップを図るということでした。

健康フェスタを実施。健康フォーラムから健康フェスタに変えたそうですけれども、より楽しみながらお祭り気分で65歳以上のフレイル予防などを実施しているとのことです。

一体化計画では市民一人一人が主体的な健康作りに努めていくことを目標とするとい

うことでした。

当町の委員からの質問事項、たくさんあったんですけども、ほとんどがコロナ禍でできてなかったというような状態で、質問に答えてもらったのは少ないです。

80歳で20本以上の自分の歯を有する割合が高くなっているのはどういうことですかということで、歯科医師会の先生方が熱心で、口腔は全て健康につながる。高齢者だけでなく、こどものほうに負担、年2回の歯科健診負担が500円、2歳半の歯科健診は無料。高齢者も自己負担額を下げる取組をしている。かかりつけ歯科医を持つ方が7割近くもあることも大きいと。しかし、定期的に健診に行ってもらおうと。コロナの影響で健診率が落ちているのが課題となっていますということでした。

がん検診の受診率が低いにもかかわらず、がんの死亡率が低いのは何が影響しているか不明だが、自己管理されている方が多いかと個人的には思うという回答で、これもよく分かりませんね。

自殺者が男性で多い理由は、他の死亡率が低いのはって、この質問にも的確な答えではなかったように思います。

以上です。

次に防災について、淡路市を訪問した報告をいたします。

淡路市国土強靱化計画について、岩本氏という担当者から報告を受けました。起きてはならない最悪の事態別に推進方針を決めているということでした。備蓄品では、食料、飲料水、毛布、マスク等の確保、備蓄品のローリングをどうするか。当町でも問題になりましたけれども、こういうのが課題になっているということでした。市内数か所に分けて備蓄するが、整備の途中でまだ軌道に乗っているとは言えなかったが、備蓄倉庫は充実している感じを受けました。

防災拠点が防災あんしんセンターということで、平成22年2月完成して、非常に立派な施設でした。として整備し、電力を失っても自家発電設備により72時間のフル稼働ができるということでした。4,500人の食事が提供される設備が整っておりまして、平時は給食センターとして3,800食、市内幼稚園、小・中学校を用意しているそうです。防災あんしんセンターが機能しなくなった場合の代替センターを防災あんぜん東浦事務所、北淡事務所、それぞれ別のところを用意しているということでした。複数か所の拠点を確保できるかどうか、備蓄倉庫をどうするか、防災センターの必要性の検討は課題であるということでした。

次に、職員災害の対応マニュアルを作成していますということでした。災害時の職員の初動マニュアル、作ってもなかなかそのとおりに行かないというのが問題なので、これは再三再四にわたってこのマニュアルどおりの運動をしていくということが大事ということが言われてました。

人命救助の最優先、マニュアルどおりに行かない、その場その場の対応に終始し、整理ができなかった。訓練の大切さを知ったと。ボランティアの受入れ体制も確立されていなかったのも、ボランティアが来ても、どうしてもらっていいかっていうのが大変困難だったという話がありました。

正確な情報をどう捉えるか、正確な情報をどう集めるかと、これが非常に大事だということを再三再四おっしゃってました。非常にデマが多いそうです。誤った情報がたくさん流れて、それに風評被害や正確さを欠く情報が流されているので、その情報をどうやって市内の方に、市民の方に取捨選択をしてもらうか、またこちらからどういう情報を与えていくかって非常に大事だと、こういうことを何度も強調されてました。

避難所開設・運営のマニュアルの整備、レベルが住民の中に浸透していない。高齢者避難や避難指示、緊急安全確保というのがなかなか住民の方に行き届いていないというのが問題ですというようなことをおっしゃってました。

消防訓練の実施。幸い重大な出火はなかった。神戸市ではひどい火災があったんですけども、この淡路市では、火災、ぼやが1件ということだけでした。ところが、出火はなかったんですけども、倒壊家屋からの救出というのがありました。音を出して居場所を教えたと。笛などがあればよいとのことでした。家のどこに就寝しているかなどの情報が共有されていたので、消防団による早い救出ができました。消防団員が、各家庭のガスを止めて回った。

太陽光設備の、これ私、当町での問題点として、太陽光発電の防災、人家に比較的近い設備が多数見受けられるので、これらの対策が必要ではないかと、このとき感じました。

横断的分野別推進方針ということで、ハザードマップ、防災ガイドの作成・啓発、ハザードマップは真国地区で早期の作成が要望されていますから、これは当町でも早くしないといけない課題だと思います。

各学校児童、各地区による独自のハザードマップの作成、家に帰る途中でどういう危険があるか、及び避難場所までの避難経路にどのような危険があるかっていうのを学生

さんにハザードマップを作ってもらって、そして啓発をしていくと、このようなことが大事ではないかということでした。

消防団以外で組織する高齢者、避難困難者、当町では令和2年の調査がありまして、2,700人の避難困難者がおるそうですけれども、これも最近また更新されないといけないと思いますけれども、状況把握、複数で対応し、避難経路の確認をしていく。核家族、単身で、隣近所の情報が希薄になっている中での避難訓練が重要であるということをおっしゃってました。

プライバシーもあり難くなっているんですけれども、どこに就寝しているかというのは、先ほども言いましたけれども、そういう情報をやっぱりつかんでおく必要がある。

消防団員数の確保など、消防団員の確保が困難になっています。消防団の役割が大きく、多くの人命を助けた。消防団の確保は当町でも同じ問題を抱えています。常備消防の充実が避けて通れない課題ではないかというふうに感じました。

阪神・淡路大震災の経験では、当時の課題は、トイレ、水の確保、水が本当に備蓄がなくて必要量の確保ができなかったというようなことを反省点に、今この備蓄を進めているということでした。対策では、避難所、一定のスペースが必要で、民間施設の場合、協定の締結が必要と。備蓄品の充実、保存方法の工夫、アルファ化米2万5,000食、保存水3万4,000本（500ミリリットル）、栄養調整食品が1万1,000食、4,000人弱が被災するとしたら、2日分。2日分では少ないと思うんですけれども、これが精いっぱい備蓄ということでした。

ほかにも支所とかで備蓄がありますので、ここだけではないんですけれども、備蓄を進めているということでした。

可能な限り、1週間分程度の備えが必要ではないかとおっしゃってました。災害の脅威から身を守るためにはどうすればいいのでしょうかということでは、家庭での災害対応マニュアルの作成、家庭や地域、学校でのマニュアルの作成が大事じゃないかということです。正確な情報収集、デマが多い、先ほども申しましたけれども、デマに対する対応、判断行動基準を決める、家の中での安全な場所の確認。お風呂とか、そういうところですね。判断行動の根拠、自ら情報収集することですということでした。冷静な事前行動。ルールに従ってんでに逃げる、ここに来たら家族に会える等々、個々人のマニュアルづくりを早急に進めなければならないということでした。デマに惑わされない正確な情報をつかむ、何度も言いますが、こういうことが大事なんだと。防災情報で

は、防災行政無線、ひょうご防災ネットメール、緊急速報メール、ホームページ、市広報車、消防団である広報、報道、テレビ・ラジオなど、ありとあらゆる情報網を使って伝えていくということが大事なんですということでした。

一つ、QRコード表を防災ガイドに載せてまして、それでスマホにかざしたら、いろんな情報が得られると、これいいなと思いました。登録制のメール、ひょうご防災ネットで配信をしているそうです。防災行政無線の整備、デジタル化の工事、ホームページの災害防災情報の配信、避難経路・場所の地震啓発看板設置、自主防災組織の現状と取組、231町内会の資機材の助成として40万円を補助していると、年1回の訓練実施に対する助成金が5万円ということでした。

行動や避難が遅れる3つのバイアス。正常バイアスが働く、ここまでだったら大丈夫だろうとか、楽観主義バイアス、今までこんなことがないからきっと大丈夫、同調性バイアス、誰か避難したら動こうと、こういう方が高齢者を中心に多いので、お子さんの教育、小・中学校の教育で、ここでしっかりやっていくと小・中学校の学生さんたちが引っ張っていってくれるようなことが、例がたくさんあったそうです。レクチャーを受けた後、災害本部などの視察を行いました。充実した施設整備の印象を受けました。ハード面では本当に好印象でした。

質問と回答では、戸別受信機、防災無線は島である関係上、高出力を出せないと。希望世帯に貸与、2万世帯中1.4万世帯に1台3万円の設置をしてアンテナをつけるという、中継箇所は12か所、相当なお金をかけて戸別の受信機を設置しているということでした。

給食センターは十分なスペースが取られ、快適な調理ができそうであったが、一部のみの視察で全体を見たわけでもないんですけれども、厨房は2階まで吹き抜けで、見栄はいいんですけれども、2階から見学できるようになっていて、見栄はいいんですけれども、空中なんかで無駄が多いように感じられました。あそこまでする必要があるのかなという感じでした。防災あんしんセンターの隣に数機のトイレマンホールを設置、下水処理される、これはいいと思いました。トイレマンホールが何基かありまして、そこで簡易トイレをこしらえて、そこで用を足してもらおうというような施設でした。それが公共下水につながってますので、くみ取りの心配もないということでした。どれだけ災害時に機能するか分かりませんが、そういうことをしていると。

備蓄倉庫は整備中、今まだ整備中のところもありましたけれども、簡易ベッドは見せ

てもらいましたけど、相当あれはかさばるので、それは備蓄が大変だなという感じでした。防災センターや備蓄倉庫、避難場所としての公園は、埋立地に整備されており、液状化や津波、高波が心配されます。

津波の想定は2メートル以下なので大丈夫とのことでありましたがけれども、海拔3.3メートルの施設には、少し疑問が残ります。

備蓄食料は防災訓練、イベントなどで消化すると。先ほど申しましたローリングをどうするかということで、こういうことで消化しているということでした。

避難訓練というより、忌避訓練、避難忌避があるが、啓発の工夫は独居高齢者などには日頃からの付き合い、啓発が大事であると。お年寄りがもう私はここでいいんだと動かないってというような人も出てくるわけで、そういう人をどうやって啓発していくか、避難してもらおうかというのが大事だということが述べられました。

時間経過とともに、危機意識が希薄になるので繰り返し訴えていく必要があると、これも何度も強調されました。若い人、特に危機意識が希薄になるので、とりあえず何度も訴えていくと。

以上で報告を終わります。

(総務文教常任委員会副委員長 埴谷高夫 降壇)

○議長（美野勝男） 続いて、産業建設常任委員会、美濃良和委員長。

(産業建設常任委員会委員長 美濃良和 登壇)

○産業建設常任委員会委員長（美濃良和） おはようございます。

それでは、10月19、20日と産業建設常任委員会が県外視察をさせさせていただきましたことについての報告をさせていただきます。

19日は、三重県熊野市紀和町丸山千枚田と道の駅板屋九郎兵衛の里、そして20日は同じく三重県の多気郡多気町、一般社団法人ふるさと屋というところ、3か所の視察をさせていただきました。

まず、10月の19日でございますけれども、丸山千枚田について現地において視察をさせていただきました。三重県熊野市は、人口1万5,467人の市です。平成17年、熊野市と合併した紀和町は昭和15年の人口は1万320人いたのが、昭和53年に基幹産業の銅鉱山が閉山し、その後は人口減少が続き、現在は930人という過疎化、高齢化が進んだ地域であります。大変昔はにぎやかなところであったようで、この銅山というのは、東洋一という、掘り出した銅を洗浄したり、あるいは選別、区分けをす

るという、そういう施設があったそうでもあります。そういうことですから、恐らく日本でも有数の銅山であったということをございますが、これが閉山したと。そういうふうなことから、このような高齢化、過疎化が進んでいる地域になったわけでもあります。その紀和町の中央部に位置する丸山地区は、過疎・高齢化の進んだ面積2.3平方キロメートルの高齢化率が60%という地域であります。

この地域の棚田は最高時11町3反、11.3ヘクタールあったものの、減反政策や重労働から植林が進み、平成初期には4町6反、4.6ヘクタールまで減少しました。その丸山地域で先祖から受け継いだ千枚田を復元したいと、そういう地域の住民の皆さん方と町が懇談会を持ち、町も貴重な地域資源の千枚田を復元し、地域振興を図りたいと、そういう思惑が一致して平成5年4月1日に町が100%出資した農林産物の生産・加工・販売・観光資源の開発、農地保全等の目的で、財団法人紀和町ふるさと公社が設立され、続いて、この年の8月に丸山地区全戸の31戸が加盟した丸山千枚田保存会が発足し、町と3団体が連携し千枚田の復元の取組が始まりました。

千枚田は、総面積7.2ヘクタールのうち2.6ヘクタールは、現在も地主が個人管理し、4.6ヘクタールは公社が管理しております。その4.6ヘクタールのうち1.54ヘクタールがオーナー田だそうであります。オーナーに貸した、そういう田だそうです。

その年の10月から作業が始まりまして、記録では2,240枚以上あった棚田が530枚まで減少していましたが、雑木などを切り倒し、また掘り起こし、崩れた石垣を積み直すなどの作業が始まって、平成9年に1,340枚まで復元したということでもあります。

地元が管理しているという、2.6ヘクタールですね、このうち1件が35アールを作付しておりますけれども、他の2.2ヘクタールについては、休耕田になっていました。公社が管理している4.6ヘクタールのうち、1.6ヘクタールはオーナー制度で、約10平米を1口に、年間3万円で183口、888名に貸しています。特典は、田植、稲刈り、はぎ掛けなどの農業体験や、新米10キロ等がもらえる特典があります。

また、サポーター制度の丸山千枚田を守る会は年会費1万円で34口、35名が参加しており、新米2キログラムがもらえる特典があります。いずれも大きな特典ではありません。

地元の丸山地区の方が中心とする保存会は13名で、この作業をずっとされているんですけども、最低賃金の報酬を支払っています。

収穫した米は1キログラム600円ですから1俵は3万6,000円ですから、道の駅や地元の旅館で使ってもらっているということでありました。

次に、道の駅板屋九郎兵衛の里についてでございます。

平成30年4月オープン、地域ブランド商品の開発・育成を図るためという目的で営業されています。生鮮食品等、日用品を店頭で並べたいというような思いもあったようでありました。道の駅といっても、1日に通る車は500台ぐらい。そういうことで大変少なくて、入込客は令和4年度10万9,240人、1年間ですね。平成30年のオープンした頃の30年、31年、この2年は12万6,000人ぐらいが入ったようでありました。

売上額は、令和4年、昨年は3,604万8,000円と、多い時で、オープン時の30年で3,800万円という、そういう売上げだったようでありました。これはかなり少ないというふうな金額であります。賞味期限のある商品、生菓子とか、また農産物など、賞味期限の前日まで回収・交換、また傷みの来ているものは、管理者のほうで陳列棚から撤去するという、そういうルールになっています。

車の台数にしては、客が少ないことについて、大変気になりましたので、聞いてみましたら、この周辺に食堂がなくて、そのことがこの来店者を増やしているようでありました。ここでは、ブランドの熊野地鶏、このブランドの熊野地鶏がありまして、そのラーメンが大変よく売れてると、そういうふうなことでありました。

次に、一般社団法人ふるさと屋でございます。

元禄15年、地侍の西村彦左衛門が、正月になっても食べるものがなく嘆く人たちの生活をよくしようと、私財を投げ出し紀州藩も説得し、3年がかりで30キロメートルにも及ぶ水路を完成し、その偉業をたたえ地元の偉人として尊敬されています。

ここに到着いたしましたして、まずこの西村彦左衛門の紙芝居の鑑賞から研修が始まったわけでございますけれども、先祖の偉人をたたえることは、私たちにも昔の町の偉人をおろそかにするなという教えがあったというふうに思います。

その地域には、農事法人勢和ためんの会が農地維持支払交付金、資源向上支払交付金を活用して、人手の足りない農家への支援、ICTを使って害獣対策に取り組んでいました。例えば、今、うちの町でも猿が出て大変困ってるんですけども、この地域では、そういうふうな1匹、2匹じゃなくて、集団で悪さをするようで、そういうことで自治体のほうで捕まえて、麻酔で眠らせた間に、首輪にICチップを入れた首輪をつけて、

農事組合法人のほうでパトロールをして、それで、来たぞということでしたら、その地域の方々みんなで猿を追い上げていくと。また、鹿についても、くくりわなですけれども、できるだけたくさん集まっているところに、やるべきだと。また、Wi-Fiを使ったカメラを使って、田の水の管理、または鹿の追い払い等にもやられているようです。

そういうふうなことで、害獣対策についても教えていただきました。

また、ドローンを使って農薬散布などの、そういうスマート農業への取組がされていました。女性中心に新製品の開発をされているようで、米粉を使ってケーキセット等を販売されていました。

以上のようなことを研修させていただきまして、今後、この紀美野町の我々常任委員会としても頑張っていきたいというふうに思います。

以上で私のほうからの報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(産業建設常任委員会委員長 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 次に、一般質問の通告書は、明日29日、今後2時までに出願します。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 仮議長の選任を議長に委任する件

○議長（美野勝男） 日程第4、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。お諮りします。

地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

この会期中における仮議長に、9番、向井中洋二議員を指名します。

◎日程第5 議案第51号 令和4年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第6 議案第52号 令和4年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第7 議案第53号 令和4年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入

歳出決算の認定について

- ◎日程第 8 議案第 5 4 号 令和 4 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第 9 議案第 5 5 号 令和 4 年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第 1 0 議案第 5 6 号 令和 4 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第 1 1 議案第 5 7 号 令和 4 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第 1 2 議案第 5 8 号 令和 4 年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第 1 3 議案第 5 9 号 令和 4 年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（美野勝男） 日程第 5、議案第 5 1 号、令和 4 年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 1 3、議案第 5 9 号、令和 4 年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、9 議案を一括議題とします。

本決算の認定について、委員長から審査経過及び結果を報告願います。

決算審査特別委員会、伊都堅仁委員長。

（決算審査特別委員長 伊都堅仁 登壇）

○決算審査特別委員長（伊都堅仁） さきの定例会における 9 月 2 1 日の本会議において、決算審査特別委員会に審査付託されました議案第 5 1 号から議案第 5 9 号までの令和 4 年度各会計にかかる歳入歳出決算の認定について、去る 1 0 月 6 日、1 1 日及び 1 3 日の 3 日間にわたり慎重に審査を行いました。

審査の経過については、議長、監査委員を除く全員で構成された特別委員会であることから、詳細は省略をさせていただきます。

結果といたしましては、議案第 5 1 号については賛成多数をもって、また、議案第 5 2 号から 5 9 号までの 8 件については全会一致をもって、いずれも認定すべきものと決しました。

執行部におかれましては、引き続き本年度予算の適正な実行をお願いするとともに、令和 6 年度の予算編成に取り組んでいただくよう御要望を申し上げ、報告を終わります。

(決算審査特別委員長 伊都堅仁 降壇)

○議長 (美野勝男) これから議案第51号から議案第59号まで、委員長に対する一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) これで質疑を終わります。

これから議案第51号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番 (美濃良和) 私はこの一般会計について、反対討論を行いたいと思いません。

いろいろと施策が紀美野町のために、またその子どもたちのためにということでされていくことについては、大変評価するわけであります。ただ、その中で、町というよりも、国からの施策の問題がございまして、マイナンバーということが問題になってきています。だんだんと、このことが、来年、このマイナンバーについて、今後の経過でどうなってくるかも分かりませんが、何もかもが入っていかなくやならん、また、このことが、今大変問題になってきている情報の漏えいにもつながっていく、今日も新聞で、漏えいの問題についてが載ってございましたけれども、このことが大変心配な問題であると思えます。

また、請負のことの中で若干の心配されることもあったということで、この一般会計について反対いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長 (美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第51号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(美野勝男) 起立多数です。

したがって、議案第51号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第52号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

議案第52号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第53号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

議案第53号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第54号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

議案第54号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第55号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

議案第55号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第56号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男）　　これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

議案第56号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第57号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

議案第57号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第58号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

議案第58号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第59号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

議案第59号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第14 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて(紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について)

○議長(美野勝男) 日程第14、議案第67号、専決処分の承認を求めることについて(紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について)議題とします。

報告を求めます。坂総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長(坂 詳吾) 皆さん、おはようございます。それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第67号、専決処分の承認を求めることについて。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

次の2ページをお開きください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等

条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和5年10月20日 紀美野町長 小川裕康

理由でございますが、職員の不祥事を原因として、町長の監督責任を明らかにすべく、町長の給料月額を減額するため、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正するものでございます。

次の3ページをお開きください。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例

令和5年10月20日

条例第 14 号

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

附則に次の1項を加えます。

19項、町長の給料月額は、令和5年11月1日から同年11月30日までの1か月分、10分の1減額の60万3,000円とするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第67号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長（美野勝男） これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

議案第67号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

本案は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は承認することに決定しました。

◎日程第15 議案第70号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第15、議案第70号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。坂総務課長。

（総務課長 坂 詳吾 登壇）

○総務課長（坂 詳吾） それでは、議案書の12ページをお開きください。

議案第70号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の改正を行うものでございます。

次の13ページを御覧ください。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正。

第1条、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

第7条第2項中100分の162.5を100分の172.5に改めるものでございます。

これにつきましては、本年12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

次の14ページを御覧ください。

第2条、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

第7条第2項中100分の172.5を100分の167.5に改めるものでございま

す。これにつきましては、令和6年度以降において、6月期と12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

この改正により、年間0.1か月分、期末手当が増えることとなります。つまり現行では、期末手当は年間3.25か月分支給されておりますが、改正後は3.35か月分となります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第70号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長（美野勝男） これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和） 少しお聞きしたいと思います。

この1条については、この年末の、要するに期末手当、そして2条については、来年度からの期末手当ということになるというふうに思うんですけども、それは、今の説明をお聞きしましたら、0.1か月っていうことは、22万円の0.1というふうになってきますから2万円余しかというふうに思うんですが、この提案理由、特別職の職員の給与に関する法律の改正されたことに伴って、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等の条例の改正を行うということでございますけれども、こういうふうな、具体的に給与を上げるというふうな法案になっているわけですか。それについてお聞きしたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長（坂 詳吾） それでは美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

この改正についてですけども、国の特別職の職員の給与に関する法律が改定されたということによって、これによって特別職の期末手当も改正されるということとなっておりますので御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長 (美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番 (美濃良和) 法律の改正って言われましたけど、提案説明の理由ですけども、そういうふうな具体的な法律がそういうふうに議員の報酬を上げるってことになってるんですかっていう質疑だったんですけど。

○議長 (美野勝男) 坂総務課長。

○総務課長 (坂 詳吾) すみません、この法律自体で議員さんの給与を上げるというところまでの説明ではございますが、この特別職の職員の給与に関する法律に準じて行うということとしているものでございます。

以上でございます。

○議長 (美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番 (美濃良和) 具体的に議員の報酬を上げるということについての根拠っていうのは、今言われたように、準じるという形で具体的にそういうふうなものはないんですよね。今の説明で2か月、この年末には0.1ですから、2万2,000円ですかということで、来年度からはこれが2条のとおり、0.05ですから1万円1,000円ですか、そういうような形になってくるわけですね。

これについては、当然、人勧というのが基本的にあるんじゃないかというふうに思うんですけども、人勧については、もう憲法で保障されている団体交渉権というのが公務員にはないので、その分はもう人勧という制度で見ているわけで、そういうことありますから、もちろん、それについても人勧どおりするかせんかは、その自治体の判断ということになってるかというふうに思いますけれども、それはそれで、当然働いてる人たちですから、了解しなきゃならんというふうに思うんですよね。特に、今年については大変な災害もあった中で頑張っていたということ、それはもう当然であるわけでございますけれども、しかし、議員についてはあくまでも準じるということで、本来は議員というのは給料じゃないんですよね、報酬ですか。言うなれば、よく言うんですけども、区長さんと同じと。ですから、我々は本来ならば、ボーナスというのが、期末手当というのが本来はないのが当たり前かというふうに思うんですね。それがただけてるということについて、それは大変ありがたいことだというふうに思うんですけども、今そういうことで、我々は議員が期末手当を上げていただくということについては、やはり今の一般町民の方々の状況等も考えてどうかというふうに思うんですけれど

ども、それについて具体的に上げていくというふうな根拠がもう少し示していただけばというふうに思います。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 美濃良和議員の再質疑にお答えいたします。

根拠ですけれども、まず人事院勧告というのがございまして、それに準じて国のほうの一般職の職員の給与に関する法律の改正がありまして、それに準じてまた特別職の職員の給与に関する法律の改正ということでありまして、それによって改正するものがございますが、そもそも、やはりこの条例自体がそういう支払いの根拠となっておりますのでそれに基づいて行うということがございますので御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 要するに、条例が変われば、その条例に基づいて支給するということですね。条例が変わらなければ現行とおりにということになるかというふうに思うんですけれども、そういうことで、何遍も申しますけれども、やはり今の情勢っていうのが大変厳しい情勢になってきてると。町のほうで我々議員にも報酬の引上げをということ言っていたけるのはありがたいんですけども、そういうふうな状況の中で、引上げは正しいのかどうかというふうなことでありますけれども。あくまでも、もう一度お聞きしますけれども、今度変わった条例以外にそういうふうな具体的な上げるための根拠というのはないわけですね。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 美濃良和議員の再々質疑にお答えします。

この条例以外に上げることはございません。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第70号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） この70号、議員の期末手当ということで、考えていただいていることについては大変ありがたいというふうに思います。しかし、今の情勢というのは、大変厳しいものであります。国で言うならば、岸田首相がこの上げるかどうかということについても、いろんなことが、批判の声があったりして、結局は給料については返納ということであるというふうに聞いたんですけども、しかし、期末手当は上がるということから、大変、まだ批判の声も続いているようであります。

やはり、一般住民の方々の生活というのが優先されなきゃならないのに、我々がそういうふうに上げていただくということについては大変ありがたいんですけども、それはやっぱり問題があるかというふうに思います。

また、この上がった分をどうするかということについては、これを返すことは寄附行為に当たるわけございまして、やはりここでこの条例の改正を反対する、やめるということ以外にこの問題での方法はないかというふうに思います。

そういう点で、報酬ですから、あくまでも先ほど言いましたように、給料と違って、これは自動的に改正ということにならん。あくまでも、我々の判断というものがこの中に入ってくるかというふうに思います。そういうようなことで、私は議員のこの期末手当の引上げについて反対いたします。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 反対討論ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 今の討論を聞いてまして、ちょっとおかしいんですね、その答弁が。

提案理由の説明で特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、町会議員の給与も上がるのだ、期末手当が上がるのだったということですよ。条例があるから、これが根拠だっていうのは全くその答弁になってないですよ。そんなこと言い出したら全てそうですよね。どんな議案が出ても、条例があるから、この条例があるから上げる根拠ですなんて言い出したら、そんなもん話にならないですよ。だから、ここで言うてんのは、美濃さんが聞いているのは、特別職の職員が給与の改正されたら、なぜそれ

がね、連動して町会議員の給与、期末手当も連動しなければならないのか、その根拠を聞いてるわけですから、それを答えないでね、そんな答弁ないですよ。やはり、町会議員の皆さんがどないしているか、こないしてるかっていうことを含めて、ここで連動するんだという話をしないとね、討論にならないですよ。

そういうことで、甚だ不十分な提案理由の説明なので、私、これ納得するわけにいきません。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(美野勝男) 起立多数です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第71号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男) 日程第16、議案第71号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。坂総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長(坂 詳吾) それでは、議案書の15ページをお開きください。

議案第71号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地

方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の改正を行うものでございます。

次の16ページを御覧ください。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部改正。

第1条、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

第5条第1項ただし書中、100分の165を100分の175に改めるものでございます。

これにつきましては、本年12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

次の17ページを御覧ください。

第2条、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

第5条第1項ただし書中、100分の175を100分の170に改めるものでございます。

これにつきましては、令和6年度以降において6月期と12月期に支給される期末手当の支給割合の改正でございます。

この改正により年間0.1か月分期末手当が増えることとなります。つまり、現行では期末手当は年間3.3か月分支給されておりますが、改正後は3.4か月分となります。

附則といたしましてこの条例は公布の日から施行する。

ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第71号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長（美野勝男）　　これから質疑を行います。

　　11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和）　　この提案理由について、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の改正を行うものであるということでございますけれども、これは議員と同じく、それに、この三役について上げよという具体的なそういうような法律改正があったのかどうかお聞きしたいと思います。

　　それだけをまずお願いします。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男）　　坂総務課長。

（総務課長 坂 詳吾 登壇）

○総務課長（坂 詳吾）　　美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

　　この条例につきまして、提案理由でございますけれども、一般職の国家公務員の給与改定に準じまして特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴うものであります。

　　あくまでも、給与改定に準じて行うというものでございますので、三役を上げよとかっていう形ではございません。あくまでも、これに準じて三役のこの部分を上げていくということでございます。

　　以上でございます。

（総務課長 坂 詳吾 降壇）

○議長（美野勝男）　　11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和）　　要するに、人勸に準じてということであろうかというふう
に思うんですけれども、それで第三者の意見というんですか、給与のそういうものを評価する、そういう第三者の意見を聞くということについてはどうでしょうか。

○議長（美野勝男）　　坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾）　　美濃良和議員の再質疑にお答えいたします。

　　第三者といいますか、第三者ということはございません。ですので、この条例改正、この議会において御判断をいただきたいということでございます。

　　以上でございます。

- 議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。
- 11番（美濃良和） ちょっと、ちなみに、それぞれ幾らの引き上げになるんか教えていただきたいと思います。
- 議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。
- （午前10時27分）
-

再 開

- 議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- （午前10時28分）
- 議長（美野勝男） 坂総務課長。
- 総務課長（坂 詳吾） 美濃良和議員の再々質疑にお答えいたします。
- 幾ら上がるかということなんですけども、町長につきましては0.1か月分上がるということで6万7,000円、それから副町長につきましては5万8,000円、それから教育長については5万4,000円いうところがございます。
- 以上でございます。
- 議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（美野勝男） これで質疑を終わります。
- これから、議案第71号に対し討論を行います。
- 反対討論を行います。
- 11番、美濃良和議員。
- （11番 美濃良和 登壇）

- 11番（美濃良和） 紀美野町の町長、副町長、教育長と、この三役の方々、大変休みの日にもあちこちの状況なんかを視察されたり、町内をよく見ていただいております。また、今年はさきにも申しましたように、本当に思わぬ大きな災害がありまして、ここでも町民を励ましていただいたり、そういうようなことで活躍をされています。そのことについては大変評価したいと思います。

しかし、今、本当に町民の暮らしという点では大変厳しいものがあるかというふうに思います。

人勧についても先ほども申しましたけれども、当然、団体交渉をする権利がないとい

うことから、引上げ、今は働き方改革とか最低賃金の引上げ等についても出ている昨今ですから、当然であるかというふうに思います。

しかし、今、町民の方々、先ほども申しましたけれども、大変厳しい生活の中で、今そういうことを、何というんですか、リーダー的な方々が引き上げていくということについては、町民の方々との間の意識的な面での乖離が起こっては大変心配だというふうに思います。

そういう点で、本当に皆さん方の活動については評価しながら、しかし具体的に今は上げるべきではないと、そういうふうなことから71号に反対いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(美野勝男) 起立多数です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第72号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男) 日程第17、議案第72号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。坂総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長(坂 詳吾) それでは、議案書の18ページをお開きください。

議案第72号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員給与条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1

項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

人事院の職員給与の改定に関する勧告により、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、給与月額、期末手当、勤勉手当の支給割合の引上げを行うとともに、国及び和歌山県との均衡を図るため、55歳を超える職員についての標準の成績での昇給停止及び持家に係る住居手当の廃止を行うため、紀美野町職員給与条例の改正を行うものでございます。

次の19ページをお開きください。

紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町職員給与条例の一部改正。

第1条、紀美野町職員給与条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線または太線の部分である。

改正内容でございますが、まず改正条例第1条について御説明申し上げます。

期末手当について規定してございます第22条第2項及び第3項中の改正につきましては、本年12月期の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については100分の120を100分の125に改め、定年前再任用短時間勤務職員については100分の67.5を100分の70に改めるものでございます。

次の20ページをお開きください。

勤勉手当について規定してございます第23条第2項第1号中の改正につきましては、本年12月期の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については100分の100を100分の105に改めるものでございます。

また、同項第2号中の改正につきましては、本年12月期の勤勉手当の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員については100分の47.5を100分の50に改めるものでございます。

次に、民間給与との格差を解消するための初任給及び若年層の給料月額の引上げを行うため、別表第1、別表第2及び別表第3を改正してございます。

これらの別表につきましては、議案書20ページから32ページに掲載してございます。

続きまして、議案書の33ページの改正条例第2条につきまして御説明申し上げます。

第2条、紀美野町職員給与条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

これにつきましては、55歳を超える職員についての標準の成績での昇給停止と、持家に係る住居手当の廃止を行う改正及び令和6年度以降において6月期と12月期に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正でございます。

第10条第3項の改正につきましては、国及び和歌山県との均衡を図るため、55歳を超える行政職給料表1の適用を受ける職員、57歳を超える行政職給料表2、医療職給料表1の適用を受ける職員について、標準の成績の場合、昇給停止を行うこととする改正でございます。

34ページにわたりまして、第14条の3第1項及び第2項の改正につきましては、国及び和歌山県との均衡を図るため、職員の持家に係る住居手当の廃止を行う改正でございます。

35ページから36ページにわたりまして、期末手当について規定してございます第22条第2項中の改正につきましては、支給割合を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については100分の122.5に改めるものでございます。

また、同条第3項中の改正につきましては、期末手当の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員については、100分の68.75に改めるものでございます。

この改正により、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については年間0.05か月分、期末手当が増えることとなります。つまり、現行では期末手当は年間2.4か月分支給されておりますが、改正後は2.45か月分となります。

また、定年前再任用短時間勤務職員については、年間0.025か月分、期末手当が増えることとなります。つまり、現行では期末手当は年間1.35か月分支給されておりますが、改正後は1.375か月分となります。

勤勉手当について規定してございます第23条第2項第1号中の改正につきましては、支給割合を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については100分の102.5に改めるものでございます。

また、同項第2号中の改正につきましては、勤勉手当の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員については100分の48.75に改めるものでございます。

この改正により、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については年間0.05か月分勤勉手当が増えることとなります。つまり、現行では、勤勉手当は年間2か月分支

給されておりますが、改正後は2.05か月分となります。また、定年前再任用短時間勤務職員については年間0.025か月分、勤勉手当が増えることとなります。つまり、現行では勤勉手当は年間0.95か月分支給されておりますが、改正後は0.975か月分となります。

議案書の36ページの附則について御説明申し上げます。

第1条第1項では、この条例は公布の日から施行するものでございますが、改正条例第2条の規定につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

また、同条第2項では、第1条の規定による改正後の紀美野町職員給与条例につきましては、令和5年4月1日から適用するものでございます。

第2条では、第2条の規定の施行の日の前日において、同条の規定による改正前の給与条例第14条の3第1項第2号に該当する職員（同号の規定により令和6年3月に係る住居手当を支給される職員に限る）については、同条の規定は、なお従前の例によるものでございます。

第3条では、条例第1条の適用前に支給した給与は、改正後の条例の規定の給与の内払とみなす規定でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第72号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長（美野勝男） これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第72号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第73号 紀美野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第18、議案第73号、紀美野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。坂総務課長。

（総務課長 坂 詳吾 登壇）

○総務課長（坂 詳吾） それでは、議案書の37ページをお開きください。

議案第73号、紀美野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

人事院の職員給与の改定に関する勧告との均衡を図るため、紀美野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正を行うものでございます。

次の38ページから39ページを御覧ください。

紀美野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

第13条第1項及び第22条第1項の改正につきましては、会計年度任用職員について、令和5年度の12月期以降に支給する期末手当に係る支給割合をそれぞれ100分の125と100分の135に引き上げる改正でございます。

この改正により、年間0.1か月分、期末手当が増えることとなります。つまり、現行では期末手当は年間2.5か月分支給されておりますが、改正後は2.6か月分となります。

附則第2項につきましては、給料表の改定の実施時期を常勤職員と同様の取扱いとするため、給料表改定の効力発生時期の特例を削るものでございます。

報酬に関する特例につきましては項ずれによる改正でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第73号の説明とさせていただきます。よろしく
お願いいたします。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長(美野勝男) これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) 39ページに附則があります。一般職は4月からの給料に
ついては、これは内払いとみなすということになってるかというふうに思うんですけれ
ども、会計年度職員については給料表の改定の効力発生時の特例という、このところ
についてはどうであるのかを聞きたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) 坂総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長(坂 詳吾) それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

附則第2項におきまして、給料表の改定の実施時期を常勤職員と同様の取扱いとする
ために、今回給料表改定の効力発生時期の特例を削るということでございます。つまり、
会計年度任用職員につきましても、令和5年4月1日に遡っての遡及適用ということと
なります。

以上でございます。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長(美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番(美濃良和) つまり、遡及をすることによってよろしいんですね。

○議長(美野勝男) 坂総務課長。

○総務課長(坂 詳吾) そのとおりでございます。

○議長(美野勝男) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで質疑を終わります。

これから議案第73号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) この会計年度任用職員の給料について、遡及して4月からということについては、他の自治体では大変少ないと。県下では紀美野町だけではないかというふうに言われてるんですけども、そういうふうなことで会計年度任用職員の方々、この町でも、約半数近くあるわけでございますけれども、そういう方々の生活を守る意味からも、そういうふうな遡及の制度を取られたということについては大変評価したいと思います。

そういうことから賛成いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) これで討論を終わります。

これから、議案第73号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前10時48分)

再 開

○議長(美野勝男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時01分)

◎日程第19 議案第81号 工事請負契約の締結について

○議長（美野勝男） 日程第19、議案第81号、工事請負契約の締結について議題とします。

説明を求めます。米田建設課長。

（建設課長 米田和弘 登壇）

○建設課長（米田和弘） それでは、議案書の70ページをお開きください。

議案参考資料1ページ、2ページを併せて御覧いただきますようお願いいたします。

議案第81号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

契約の目的でございます。

令和5年災、国災第304-28号、町道白枝支線道路災害復旧工事でございます。

契約の方法は指名競争入札でございます。

契約金額は、税込みで6,221万6,000円でございます。

契約の相手方は、和歌山県海草郡紀美野町長谷384の26、株式会社世紀工業、代表取締役、竹本セツ子でございます。

この災害復旧工事は、令和5年6月2日に発生した豪雨災害により被災した福田地内の町道白枝支線の法面崩壊に係る復旧延長36メートルの道路災害復旧工事を実施するものでございます。

議案参考資料の1ページに記載のとおり、令和5年10月27日に入札を行い、調査基準価格の税抜き金額6,597万7,000円を下回る入札であったため、落札を保留し、11月14日、紀美野町低入札価格調査委員会での審査を経て、11月15日に仮契約を行ったものでございます。

参考資料2ページ目に、平面図等を添付させていただいております。

以上、簡単ではございますが、議案第81号の説明とさせていただきます。御審議の上、御可決賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

（建設課長 米田和弘 降壇）

○議長（美野勝男） これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） 今御説明いただきました落札率は77.79、5,656万円ということでありまして、調査基準価格より以下であったので、その審査を行ったということでございますけれども、審査ではどういうふうに審査していったのか、その内容についてお聞かせいただきたいと思います。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 細峪副町長。

（副町長 細峪康則 登壇）

○副町長（細峪康則） それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えをしてみたいです。

私、紀美野町低入札価格調査委員会の委員長という立場で答弁させていただきたいと思っております。

令和5年の11月14日に、その以前11月9日に株式会社世紀工業の関係者から建設課が事情聴取を行って、それに低入札に至った理由であるとか、それから工事積算価格、工事の安全性、管理体制等を総合的に調査しましたところの報告書を建設課から頂き、そこで様々な調査を行ったところでございます。

具体的に幾つか申し上げますと、計画図面の説明であるとか、積算比較表、それから業者との質問事項の聞き取りの内容、業者からの報告書、そういうものを調査いたしまして、そして建設課の意見も添えておりましたので、それを詳細に調査したところであります。

その結果、この世紀工業は地元の業者でありまして、海草管内においても、同種同規模の施工実績が数多くございます。技術者におきましては、一級土木施工技術管理技士7名、この方が全て監理技術者の資格も持っておりますので、技術、能力、実績等には問題がないと判断いたしております。

また今回、低入札に至った理由としましては、現状の手持ち工事が順次完了してきているということで、当工事に集中できること、また今回の工事の大部分を占める法面工事については多くの経験や実績があるということも評価いたしました。

また、下請業者においても、法面工及び道路工に多くの実績がある協力業者であり、熟練の技術者や職人の配置が可能であることから、施工管理、品質管理等の確保が可能であること。かつ、工事品質を低下させることなく、安全で良質な施工ができ、さらに当該工事箇所が本社や資材置場からも近いため、資機材運搬、また管理等において経費

が可能であったと考えられます。

また、諸経費についても品質確保を図る試験費や事故防止のための安全対策等の必要な経費は適切に計上されておりました。

また、積算についても、これまで取引実績のある協力会社からの見積りにより積算され、設計価格との比較結果から、適正な価格の計上であると確認をいたしました。

以上のことより、優秀な技術者、豊富な実績と経験、協力会社の信頼関係により、安全で良質な施工が可能であると判断いたしましたので、町長に答申したところであります。

以上です。

(副町長 細谷康則 降壇)

○議長（美野勝男） 他に質疑ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番（埴谷高夫） まず最初に聞きたいのは、この工事によって便益を受けるのはどういう方たちなのですか、お伺いいたします。

それから、今、るる説明があったんですけども、手持ち工事が順調に片づいている、順調に完了している。関係ないですね。法面工事の実績がある。これもそんなに関係があるとは思いませんよね。それから、工事現場が近い。これが一番この方にとって有利な条件と言えるんでしょうか。

しかし、工事現場が本社と近いというのは、そんなに大きく作用するというふうにも思えませんよね。ということになりますと、設定価格が7,200万円やから、この調査基準価格の6,500万円出している財務局の何て言うかな、算定方式ですね、あれ同じように使っていると言いますから、これでちょっと聞きたいんですけども、直接工事や共通仮設費、現場管理費や一般管理、消費税プラス相当額プラスですけども、このそれぞれについて、どういうことだったのかっていうのをお伺いできますか。

それから、新たに求めた書類、出してもらった書類、どういう書類を出してもらって、先ほど一応説明ありましたけど、もう1回ちょっと、どういう書類を出してもらったのか、新たにね、そういうのをもう1回説明してください。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前 1 1 時 1 3 分)

再 開

○議長 (美野勝男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 1 1 時 1 4 分)

○議長 (美野勝男) 米田建設課長。

(建設課長 米田和弘 登壇)

○建設課長 (米田和弘) それでは、埴谷議員のまず最初で、受益者、この工事による受益者ということで、お答えさせていただきます。

この工事につきましては、町道白枝支線、ちょうどサン・リゾートラインへ上がる道路になります。その部分の法面崩壊が36メートルにわたり発生したものでございます。これにつきましては、町民の皆さんはもちろん、ゴルフ場への来場者の方も利用される道路であるということで御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

(建設課長 米田和弘 降壇)

○議長 (美野勝男) 中前企画管財課長。

(企画管財課長 中前貴康 登壇)

○企画管財課長 (中前貴康) それでは、私のほうから埴谷議員の質疑のまず1点目、諸経費の件について、それから提出書類についての、この2点について回答させていただきます。

まず、諸経費の経費の率でございますが、これは国の基準に基づきまして調査基準価格は予定価格の75%から92%の範囲内で定めるということになってございます。それで、調査基準価格につきましては計算式がございまして、まず直接工事費に100分の97を乗じる。次に、共通仮設費には100分の90、現場管理費に100分の90、一般管理費に100分の68を乗じて得た額が調査基準価格となることとなっております。

続きまして、提出書類の件でございます。

低入札価格調査の実施に際して、業者さんから提出いただく書類につきましては、まず、入札理由書、入札金額の積算内訳、それから調査対象工事に関連する手持ち工事の

状況、配置予定技術者等の名簿、調査対象工事に使用する資材の状況、資材の購入先の一覧、調査対象工事に使用する手持ち機械の状況、それから労務者の確保計画、最後に建設副産物の搬出先等の書類を提出いただくこととなってございますので、御理解いただきたいと思います。

(企画管財課長 中前貴康 降壇)

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 1点目ですが、ゴルフ場への来場者、これは当然ですよ。町民の皆様っていうのは、誰を指しているんですか。お伺いいたします。

それから、率は分かってるんです、調査基準額の算定式の。率は分かっているので、それぞれについてどういうことだったのかということをお伺いしたいんです。

例えば、直接工事費について業者はどういう値段出しているのか。具体的に値段まで言うというのは、できないかも分かりませんが、それは基準に合ったのかどうかということですよ。

そういうことを、共通仮設についてはどうか。現場管理についてはどうか。一般管理費についてはどうかということをお伺いしたいと思います。

そうですね、先にそれお願いします。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） 埴谷議員の御質疑にお答えいたします。

まず、この町民っていうのは誰かっていうのは、当然、町道でありますので、不特定多数の方が利用されるかと思えます。ただ、主に利用される方っていうのは福田地区の周辺の方だと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

○企画管財課長（中前貴康） それでは、私のほうから、埴谷議員の再質疑に、諸経費のそれぞれの調査基準価格の得た額の内訳についてのことにお答えさせていただきます。

まず、この調査基準価格につきまして、先ほど申し上げましたとおり、それぞれのところに率を掛けて得た額の合わせた額、合計額に対しての調査基準価格でこの工事が適正かどうかっていうのは、まず判断するところになってございます。それぞれの項目での率での判断ということではないのですけども、この今回のこの工事につきましては、

まず率を大まかに、それぞれの項目での、当然、率っていうのはどうなっているのかというのも審査の対象となって審査してございます。そういった中で、調査基準価格については約9割程度。共通仮設費についても87%程度、現場管理費は86%、一般管理費で6割程度ということになってございます。

先ほど、委員長、副町長のほうからも申し上げたとおり、現場が近いことであったりとか、そういったことのところが一般管理費に影響が出てるのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 3度目と言われてるので、あれですけども、ゴルフ場の来場者は分かりますよ。それ以外に、福田の周辺の方、私、現場知らないで、こういうことを申し上げていいかどうか分かりませんが、グーグルなんかで地図見ても、ゴルフ場へ行く道しかないですね。ほかに何かあの辺で畑を耕作しているとか、それとも、それか、どう言うたらいいんですか、何か直接便益を受けるような住民が本当にいらっしゃるのかどうか、非常に疑問なんですよね。町道になったのも疑問ですけども、町道として認定したのも疑問ですけども、どこかへ抜けてるっていうんだったら分かるんですよ。抜けてるんだったら抜けてるって言ってください。どっかへ通じてるっていうんですかね、それだったらそれで言うてくれたらいいですけども、それでないんなら、ゴルフ場への道ということで、あるんだったらね、非常に私、疑問に思うんです。

それでもう1回答弁願えますか。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） それでは埴谷議員の再々質疑にお答えいたします。

まず、この工事につきましては令和5年の6月2日に発生した、豪雨によって発生した公共土木施設の災害復旧工事ということで御理解賜りたいと思います。

既存の町道の施設の復旧工事でございますので、受益者につきましては、町道を利用される方として必要ではあるかと思っておりますので、もともとあった土木施設を復旧するという原形復旧するという工事でありますので御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前 1 1 時 2 4 分)

再 開

○議長 (美野勝男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 1 1 時 2 8 分)

○議長 (美野勝男) ほかに質疑ありませんか。

1 番、徳田拓嗣議員。

(1 番 徳田拓嗣 登壇)

○1 番 (徳田拓嗣) すみません、私が間違っていたら申し訳ないんですけども、このたびの町道白枝支線って執行部の方がおっしゃってるんですけども、これ町道白枝支線じゃないですか。呼び方名なんですけど、これ白枝じゃないですかね。すみません、私が間違っていたら申し訳ないんですけども。

(1 番 徳田拓嗣 降壇)

○議長 (美野勝男) 米田建設課長。

(建設課長 米田和弘 登壇)

○建設課長 (米田和弘) 徳田議員の御質疑にお答えいたします。

うちのほうの台帳のほうでは白枝支線ということで掲載させていただいております。それぞれ、その地元での呼び方であるとか、そういったものはあろうかと思うんですけども、一応、台帳のほうでは白枝支線ということで御理解賜りたいと思います。

以上です。

(建設課長 米田和弘 降壇)

○議長 (美野勝男) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) これで質疑を終わります。

これから議案第 8 1 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男）　　これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20　議案第82号　工事請負契約の締結について

○議長（美野勝男）　　日程第20、議案第82号、工事請負契約の締結について議題とします。

説明を求めます。米田建設課長。

（建設課長　米田和弘　登壇）

○建設課長（米田和弘）　　それでは、議案書の71ページをお開きください。また、議案参考資料3ページ、4ページを併せて御覧いただきますようお願いいたします。

議案第82号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出　紀美野町長　小川裕康

契約の目的でございます。

町道釜滝柴目線橋梁上部工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は、税込金額4億1,263万2,000円でございます。

契約の相手方は、和歌山県和歌山市十三番丁30番地、オリエンタル白石株式会社和歌山営業所、所長、山本光一でございます。

この工事は令和2年度から工事に着手してございます町道釜滝柴目道路改良工事のうち、柴目地内において、橋梁下部工の橋台2基、橋脚2基の工事完成を受け、橋長85.5メートルの橋梁上部工事を実施するものでございます。

議案参考資料の3ページに記載のとおり、令和5年10月27日に入札を行い、調査基準価格の税抜金額3億7,522万1,000円を下回る入札であったため、落札を保留し、11月14日、紀美野町低入札価格調査委員会での審査を経て、11月15日に仮契約を行ったものでございます。

また、参考資料4ページ目に平面図等を添付させていただいてございます。

以上、簡単ではございますが、議案第82号の説明とさせていただきます。御審議の上、御可決賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(建設課長 米田和弘 降壇)

○議長(美野勝男) これから質疑を行います。

11番、美野良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) この工事について、12社を指名したけれども、辞退が相次いで3社のみの入札であったと、そういうふうなことになってるわけですね。しかも、調査基準価格が3億7,522万1,000円で、落札が3億7,512万円ということでありまして、これがどうして落札率91.95になるわけですか。その辺について、まず聞きたいと思います。

予定価格の、4億円を超えるわけでございますけれども、そういうふうなところから、この辺についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、審査にかかったということでございますけれども、どのようなことがその中で審査されたのか。それから、このオリエンタル白石株式会社っていうのはちょっと聞き慣れない名前であります。この行った実績については、我々にも分かるような、そういうことについてはお示しいただきたいというふうに思います。

また、この線については何度となく設計変更が行われて、金額が増えていくわけでございますけれども、その辺についてのことについては十分な、要するに設計の段階です、行われてるのか、その辺についてはどうであるのか、お聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長(美野勝男) 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前11時36分)

再 開

○議長(美野勝男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時38分)

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

（企画管財課長 中前貴康 登壇）

○企画管財課長（中前貴康） それでは、私のほうから御質疑に回答させていただきます。

まず、12社指名を行っての辞退が多かったという件でございますが、この辞退の理由につきましては、一番多かった5社が理由としたのが技術者の確保が困難であるということがあったのと、あとは手持ち工事があるので、こちらのほうには参加できないというような理由が主な辞退の理由でございます。

残りが3社の応札というふうになってございます。

続いて、落札率の件につきましては、落札率は当町のほうも設計のほうを適正に算出した上での予定価格を定めて入札に応じておりまして、業者もその設計が、業者さんの独自に積算した上での金額がそういった率になったということであるので御理解いただきたいと思っております。

また、このオリエンタル白石株式会社の実績でございますが、このオリエンタル白石株式会社におきましては、元請で全国的にも多くの受注実績がございます。橋梁の主に受注をしている会社でございます。中日本高速道路株式会社でありますとか、西日本高速道路株式会社、国土交通省といったようなところで数多くの実績がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

（企画管財課長 中前貴康 降壇）

○議長（美野勝男） 細峪副町長。

（副町長 細峪康則 登壇）

○副町長（細峪康則） それでは、私から美濃良和議員の質疑にお答えをいたします。低入札価格調査委員会委員長としての答弁でございます。

11月の9日に主幹課の建設課がオリエンタル白石株式会社の関係者から、様々なことを聞き取りまして、低入札に至った理由、それから工事の積算価格、工事の安全性、管理体制等を総合的に調査をした結果をもって、11月の14日に調査委員会を開催させていただきました。

その内容、主な内容ですが、オリエンタル白石株式会社、本社は東京都にある業者で、昭和27年創業でありまして、橋梁上部工の専門業者でございます。

先ほども申しましたが、国や地方公共団体の発注の施工実績が数多くございます。

技術者につきましては1級土木施工管理技士につきましては441名、そのうちの監理技術者の資格所持者は419名在籍しており、技術、能力、実績ともに問題ないと判断いたしました。

現在は、和歌山市内におきまして阪和自動車道の橋梁更新工事を着手し、自社の豊富な経験を有する技術者が約15名配置されているそうございまして、当工事の協力体制も十分取れているということございまして。

また、当該工事に伴いまして橋梁架設工の豊富な施工実績や経験を有する県内の協力会社も確保できていると伺っております。

今回、低入札に至った理由としましては、本工事のメインである、橋の桁であるとか、その橋の板の作成において、自社工事で自社製作ができるため、経費を抑えることが可能で、また架設等に使用する特殊な手持ち機械器具も数多く保有しているため、設備費の原価低減できたことが大きいと考えられます。

その他、橋梁上部工以外の工種作業につきましては、町内業者を採用予定としており、施工効率を上げながらも、高品質で安全性を十分確保した施工が可能であると考えられます。

諸経費につきましても、品質確保を図る試験費や事故防止のための安全対策費など必要な経費は適切に経費されていることを確認いたしました。

以上によりまして、優秀な技術者、豊富な実績と経験、協力会社の信頼関係により、安全で良質な施工ができるものであると判断いたしまして、町長に答申をしたところであります。

以上でございます。

(副町長 細谷康則 降壇)

○議長 (美野勝男) 米田建設課長。

(建設課長 米田和弘 登壇)

○建設課長 (米田和弘) それでは、私のほうからは、美濃良和議員御質疑の工事の設計についてお答えさせていただきます。

現時点では、この橋梁上部工事の設計については、適正な設計であると考えてございます。ただ、予期せぬものっていうのも当然、工事進めていく中では出てこようかと思えます。また、そういった部分があれば、適正に審査っていうのかな、確認した上でまた議会の場で説明させていただくような形になろうかと思えます。

それと、落札率91.95%のお話もあったかと思ひます。この落札率につきましては、オリエンタル白石さんが応札された入札額を予定価格で割った数字になろうかと思ひます。それで91.95%ということをお願いしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

(建設課長 米田和弘 降壇)

○議長(美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番(美濃良和) 今、説明いただいたんですが、予定価格が4億795万2,000円ですね。それが落札価格が3億7,512万円ということで、その調査基準価格以下になっているっていうことは、調査基準価格っていうのは非常に高いというふうなところになってくるわけではないですか。

調査基準価格よりも低いのに、落札率は91.95%って、この何か数字を見てみますと非常に不思議なんですよね。これはどういうことであるのか。

それから、もう一つは、辞退がたくさんあったと。12社を指名したのに、応札したのが3社しかなかったと。その理由として、手持ち工事とか、そんな人が多くて辞退されたということなんですけれども、それ、指名に問題はなかったんですか。ある程度、指名ですからね、一般競争じゃなくって指名ですから、そういうふうな応札に応じるであろう業者をやっぱり指名せなあかんの違いますか。その辺のところの調査がどうであったのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長(美野勝男) 中前企画管財課長。

○企画管財課長(中前貴康) 美濃良和議員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、調査基準価格の率の設定でございます。議案参考資料の3ページに、上段のほうに調査基準価格3億7,522万1,000円、この率につきましては、予定価格と比較しまして91.98%となつてございます。確かに、調査基準価格は先ほども答弁させていただいたとおり、上限が92%となつておりまして、限りなく上限に近い数字となつてございます。これはなつてございますが、調査基準価格の実施制度の要領、要するに国の基準の計算式に基づいて算出された調査基準価格でございますので、その辺は御理解いただきたいと思ひます。

続きまして、辞退の理由が技術者不足等であるということで、指名する段階での問題はなかったのかということでございますが、当町におきましては、指名願いの参加申請書っていうのを各業者から町のほうに提出されてございます。それに基づきまして、先

ほども申し上げましたとおり、技術者の数であったりとか、実績であったりとかということ参考にしての指名をしたのが12社でございます。

その指名願い、指名参加申請書の中にございましては、現時点での各業者の工事の手持ちの状況であったりというのは把握できておりませんので、より数多くの12社ということでの競争という形での指名をしたものでございますので、適正であると考えてございます。

御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） いろいろと努力をしてくれてるんではあると思いますけれども、しかし、指名願いが出てきたということについては、指名をしてほしいということではないんですか。そんな、適当に名刺をその辺へ置いていくような、そんなふうなことであるのを指名願いとして指名すると。やはり、応札に応じるということが前提で指名をするのではないんですか。その辺はどうなんですかね。

あの91.1%が最低基準価格と、調査基準価格になっていると、この数字も非常に高い、国がそんなふうを設定していると。先ほどの町内の業者が落としたのと比べても非常に私はおかしいというふうに思うんですよ。

ここの入札者というのは、名だたる業者が名前を上げているわけでございますけれども、そんな業者については、このような数字、また、我々の町内の、言うてみたらサービス、この橋なり道路を造って直して、サービスを受けるとともに、一つには産業、労働者を維持して一つの町内へのお金を落としていくと、そういうふうなことにもつながる、そういうことがあまりにこの差があるように思うんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

○企画管財課長（中前貴康） 私のほうから再々質疑にお答えさせていただきます。

まず、指名願いを出してきているのにもかかわらず辞退するのはどうかということでございますが、当然、この工事を受けるに当たっては、建設業法等ニが基準になってございまして、金額によってはこういった技術者を置かなければならないであるとか、そういったことも関係してくることでございます。また、各会社のそれぞれの経営の仕方の受注であったりとか、そういったものも影響してくるかと思いますので、選定は当然、指名願いの中での選定で御指名させていただいたということで御理解いただきたいと思

います。

続きまして、調査基準価格が高いというか、91.98%となっていることについてでございますが、先ほどの道路災害復旧工事のほうの率と違うということでございますが、それぞれ工事におきましては、工事の工種によって諸経費の率であったりとか、諸経費の計上の仕方っていうものがかなり変わってきてございます。そういったことから、今回の町道釜滝柴目線橋梁上部工事の調査基準価格は適正に国の基準に基づいて算出した結果、91.98%となったということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 私も同じ疑問を持ちます。というのは、先ほど調査基準価格が90.74%ですよ。今度は91.98%。75%から92%の間で設定するわけですから、それから言うと、やっぱり非常に高いと。以前も、やっぱりここで工事の質疑しますときに、やはり、紀美野町のこの調査基準価格が非常に高いと。ほかの工事でもですよ。私ね、ちょっと問題あるんじゃないかと思うんです。その決め方がね。

これはもう国の基準に基づいて0.97、0.9、0.9、0.68プラス消費税、これは分かるんですよ。分かりますけれども、やはりね、ちょっと基準価格が高過ぎると。高過ぎるから、それに対して落札価格で、安部日鋼工業13万円ですよ、差が。7万円と13万円ですよ、この3社で。3億円、4億円っていう話を、工事するのに、入札の差が13万円やの7万円やのっていうのは、どうも私、しっくり来んですよ。感覚で物言うのは、それは間違ってますけれども。しかし、やはり調査基準価格が高過ぎるところに、この原因があるんじゃないかと思えます。

それから、それで答弁せえと言うのも酷な話ですけどね。そんな感じがするので、調査基準価格について、もう少し見直しが必要ではないかと、このように思います。

また、そしたら、オリエンタル白石さん、経営内容は先ほど話ありませんけれども、経営内容について、じゃあ答弁願えますか。

それから、労災事故なんかはないと思いますけれども、もし、そういうのも分かっていたら、ありませんやったらありませんで結構ですから、過去何年間についてね、そういうことはありません。また、ありましたけれども、こういうことですよというようなこと

が分かりましたらお願いします。

もう一つ忘れまして。町内で協力工事をできるような業者さんっていうのは、規模の大小にかかわらずですよ、下請に入れるっていうような、そんな業者さんはあるわけですか。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長(美野勝男) 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前11時58分)

再 開

○議長(美野勝男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時59分)

○議長(美野勝男) 中前企画管財課長。

(企画管財課長 中前貴康 登壇)

○企画管財課長(中前貴康) それでは、私のほうから埴谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、調査基準価格が高いということで、ちょっと答えにくいところでもあるんですけども、これは国の基準に基づきましてやっているものがございますので、御理解いただきたいと考えてございます。

続きまして、経営内容につきましては、入札参加資格申請書を提出いただくときに、決算資料として頂いております、今ちょっと手持ちではちょっとないんで申し訳ないんですけども、売上げ、完成の工事高、オリエンタルさんでいきますと、土木一式というところで年間の平均完成工事高につきましては、約325億円の売上げ、完成工事高があるということでありまして、その他、とび・土工であるとか、その他、鋼構造物であったりとか、その他の工種につきましても売上げがありまして、年間の全体の平均工事完成高は475億円の完成高がある業者でございます。

続きまして、労災事故の件につきましては、ちょっとこちらのほうでは把握できておりませんので御理解いただきたいと思います。

また、続きまして、上部工での下請に入る町内業者はあるのかということでございますけれども、橋梁の上部工につきましては特殊な工事でございます、直接上部工への下

請で入る町内業者はございませんが、それに関連する工事、その他の工事として下請に入る町内業者はあると考えてございます。

以上となります。

(企画管財課長 中前貴康 降壇)

○議長 (美野勝男) 6番、埴谷高夫議員。

○6番 (埴谷高夫) 売上げはわかりますけれども、経営の内容じゃないですよ。純利益がどうなのか、経常利益でも何でも結構ですけど、営業利益でも、分かっていたらね、順番に言ってもらったら結構ですけども、その経営内容が分かるっていうのはどうなんでしょうか。

それから、下請に入る業者、町内業者、先ほどあるとおっしゃいましたよね。それに準ずるとか、それに関係する業者というのはどういうことを意味するんでしょうか。橋梁そのものに携われる人はいないわけでしょう。それに関係する業者というのはどういうことになるんでしょうか。

それから労災ですけども、安全管理の状況、労働福祉の状況なんていうのは、入札のときにもらえる資料になってますよね。そういうところには入ってないんでしょうか。

それから、国の基準、国の基準言いますけども、国の基準はパーセントを決めてるだけで、その基になるのは直接工事費何ぼか、共通仮設費何ぼか、現場管理費何ぼか、一般管理費何ぼかっていうのは町で決めてるわけですからね。それは国が決めてるわけじゃないでしょう。それに掛けるパーセント、0.97、0.9、0.9、0.68っていうのは決まっていると。しかし、基が高かったらね、その率掛けたら92に限りなく近づくわけですからね。基が高いんじゃないですかって話ですよ。

以上、お願いします。

○議長 (美野勝男) 暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 0時04分)

再 開

○議長 (美野勝男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時05分)

○議長 (美野勝男) 中前企画管財課長。

○企画管財課長（中前貴康） それでは、私のほうから再質疑にお答えさせていただきます。

まず、調査基準価格は国の基準で率っているのは当然やっております。基の数字っていうものは、設計額になろうかと思いますが、その設計額につきましても適正な国・県と同じシステムで計算しておりますので適正に算出されているものと考えてございます。

続きまして、経営内容につきましては、オリエンタル白石株式会社さんの入札参加資格申請書のほうについている資料でいきますと、営業利益につきましては、49億5,312万6,000円が営業利益でございます。当期純利益という、その年の利益につきましては37億3,803万9,000円となっております。

それから、労災事故等につきましては、オリエンタル白石さんのほうからの報告書、またこちらの入札参加資格申請書の中では、ヒアリング等においてでも労災事故が起こったということは報告は受けてございません。

続いて、下請に入る町内業者は上部工は特殊な工事であるということで、直接の下請に入ることはございませんが、それに関する工事と申し上げると、それにつきましては建設課長から答えさせていただきます。

○議長（美野勝男） 米田建設課長。

○建設課長（米田和弘） それでは、埴谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

町内業者が予定しておる工事っていうのは、道路、橋梁上部工に係る道路改良工事になってございます。それを予定していると伺ってございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 先ほどの質疑にも関連するんですけどね、いろんな要件というかがあって、落札が低い、77.79%になってるわけですよね、先ほどの工事ではね。だから、やはり直接工事や、共通仮設費や、現場管理費や、一般管理の見直しっていうのかな、何かその必要じゃないんですかね、町で。

先ほども言いましたように、設定範囲は75%からあるわけでしょう。最低で75%でもいいわけで、まあ、75%がいいかどうか分かりませんが、それがあつのに92%ぎりぎり設定されてたら、やっぱりね、設定金額が高いとしか思えないんです

○議長（美野勝男） 日程第21、議案第68号、紀美野町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について議題とします。

説明を求めます。米田建設課長。

（建設課長 米田和弘 登壇）

○建設課長（米田和弘） それでは、議案書の4ページをお開きください。

議案第68号、紀美野町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について。

紀美野町農業集落排水事業の設置等に関する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

令和6年4月1日から紀美野町農業集落排水事業を地方公営企業法の規定を一部適用することに伴い、紀美野町農業集落排水事業の設置等に関する条例を新たに制定するものでございまして、町の農業集落排水事業を長期的に安定した事業として運営していくため、これまで町の特別会計から地方公営企業法の財務を適用した公営企業会計へ移行するため、本条例を制定し、令和6年度からの事業開始に向けて円滑な移行事務を進めていくためのものがございます。

次の5ページをお開きください。

紀美野町農業集落排水事業の設置等に関する条例でございます。

条例の内容について簡単に説明いたします。

第1条では、農業集落排水事業の設置ということで、農業集落排水事業を設置する目的について規定するものがございます。

第2条では、法の財務規定等の適用を規定しております。地方公営企業法の適用範囲について定めるもので、財務規定のみを適用する一部適用でございます。

第3条では、経営の基本ということで、経営の原則と事業規模を規定するものがございます。

第1項に、農業集落排水事業の経営の基本方針、第2項に処理区域、第3項に処理人口及び計画1日最大処理量を規定しています。

処理区域は、紀美野町動木、下佐々の一部、別表第1のとおり。

名称は平・吉見地区農業集落排水処理施設。処理人口は880人。計画1日最大処理量は686立米でございます。

次に、第4条では、重要な資産の取得及び処分に関することで、地方公営企業の用に供する資産の取得と管理について、予算で定めるべき内容を規定しています。

第5条では、議会の同意を要する賠償責任の免除に関することで、地方公営企業法第34条の規定により、農業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について規定するものでございます。

第6条では、議会の議決を用する負担付きの寄附の受領等に関することで、負担付きの寄附などを受ける際に、議会の議決が必要となる要件を規定しております。

6ページにわたりまして、第7条では、会計事務の処理といたしまして、会計管理者へ委任する事務について規定するものです。

次に、第8条では、業務状況説明書類の作成に関することを規定しております。

地方公営企業法第40条の2により、業務状況説明書類については、公営企業の業務状況を説明する書類を作成し、最低年度2回、当該地方公共団体の長へ提出と公表することが義務づけられ、その内容を定めるものでございます。

第1項では、対象の期間。第2項では、説明する書類の内容。第3項では、天災等やむを得ない事由の場合の作成期日を定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第68号、紀美野町農業集落排水事業の設置等に関する条例の説明とさせていただきます。

御審議の上、原案どおり御可決賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(建設課長 米田和弘 降壇)

◎日程第22 議案第69号 紀美野町課設置条例の一部を改正する条例について

◎日程第23 議案第74号 紀美野町特別会計条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男) 日程第22、議案第69号、紀美野町課設置条例の一部を改正する条例について及び日程第23、議案第74号、紀美野町特別会計条例の一部を改正する条例について一括議題とします。

説明を求めます。坂総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長(坂 詳吾) それでは、議案書の7ページをお開きください。

議案第69号、紀美野町課設置条例の一部を改正する条例について。

紀美野町課設置条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

新たに子育て推進課を設置するとともに、分掌事務の整理のため紀美野町課設置条例の改正を行うものでございます。

次の8ページを御覧ください。

紀美野町課設置条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町課設置条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

第1条第1項中、子育て支援対策を充実するため、子育て推進課を新たに設置するものでございます。

次の9ページを御覧ください。

第2条の総務課の分掌事務で第13号として人権に関することを新設し、第14号については号ずれによるものでございます。

次に、企画管財課の分掌事務で、第1号を総合計画に関することに、第2号を管財に関することに、第3号を交通対策に関することに、第4号を統計に関することに改めるものでございます。

次に、住民課の分掌事務で、第4号を後期高齢者医療に関することに改めるものでございます。

次の10ページにわたりまして、保健福祉課の分掌事務で第3号を削り、第4号を第3号に第5号を第4号に改め、第6号を削り、第7号を第5号の感染症予防に関することに、第8号を第6号に改めるものでございます。

次に、子育て支援対策を充実するため、子育て推進課を新たに設置し、第1号として児童福祉に関すること、第2号として母子保健に関すること、第3号として子育て支援に関することを新設するものでございます。

次に、建設課の分掌事務で、第3号を住宅に関することに改めるものでございます。

次に、まちづくり課の分掌事務で第1号を移住定住の促進に関することに改めるものでございます。

次に、水道課の分掌事務で第1号から第3号を削り、第4号を第1号とし、第2号と

して下水道に関することを新設するものでございます。

なお、この条例で定める分掌事務につきましては、大まかに分類したもので、詳細につきましては、規則で定めていくことになります。

次の11ページを御覧ください。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第69号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の41ページをお開きください。

議案第74号、紀美野町特別会計条例の一部を改正する条例について。

紀美野町特別会計条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

令和6年4月1日から、紀美野町東部簡易水道事業及び紀美野町農業集落排水事業において、地方公営企業法の規定を適用することに伴い、紀美野町特別会計条例の改正を行うものでございます。

次の42ページを御覧ください。

紀美野町特別会計条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町特別会計条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

第1条第3号、紀美野町東部簡易水道事業特別会計 紀美野東部簡易水道事業及び第5号、紀美野町農業集落排水事業特別会計 農業集落排水事業を削り、第4号を第3号に、第6号及び第7号をそれぞれ第4号及び第5号に改めるものは号ずれによるものでございます。

次の43ページにわたりまして、第2条の改正につきましては、前条の改正による号ずれによるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第74号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

◎日程第24 議案第75号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

て

○議長（美野勝男） 日程第24、議案第75号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。坂税務課長。

（税務課長 坂 昌美 登壇）

○税務課長（坂 昌美） それでは、私からは議案第75号について説明をさせていただきます。

議案書の44ページをお開きください。

議案第75号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

本議案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の改正に伴い、国民健康保険被保険者が出産する予定の場合、または出産した場合に、産前産後期間に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額の減額についての規定を整備するため、紀美野町国民健康保険税条例の改正を行うものでございます。

次に、45ページをお開きください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

今回の改正内容につきましては、出産される国民健康保険被保険者の国民健康保険税に係る所得割額及び均等割額について産前産後期間の4か月間、多胎妊娠の場合は6か月間を基準とした軽減措置の導入に対するための規定を整備するものでございます。

それでは、45ページ中段を御覧ください。

紀美野町国民健康保険税条例第23条第2項の次に1項を追加し、所得割額及び均等割額の減額の基準についての規定をしてございます。

46ページから47ページでは、第1号は基礎課税額、いわゆる医療費分の所得割額、第2号は医療費分の均等割額の減額についてでございます。第2号につきましては、

7割軽減、5割軽減、2割軽減、軽減なし、それぞれの場合での減額を規定してございます。

次に、47ページ上段から48ページにかけては、第3号及び第4号につきましては、後期高齢者支援金分の所得割額及び均等割額の減額について。

48ページから49ページ上段にかけては、第5号及び第6号は、介護給付金分の所得割額及び均等割額の減額についてでございます。第4号並びに第6号は、第2号と同様、7割軽減、5割軽減、2割軽減、軽減なし、それぞれの場合での減額を規定しております。

次に、49ページ上段から50ページにかけては、紀美野町国民健康保険税条例第24条の2の次に1条を追加するもので、出産被保険者に係る届出についての規定でございます。

次に、50ページを御覧ください。

附則でございます。施行期日は令和6年1月1日からでございます。適用部分につきましては、改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第75号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(税務課長 坂 昌美 降壇)

◎日程第25 議案第76号 紀美野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第25、議案第76号、紀美野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。長生水道課長。

(水道課長 長生正信 登壇)

○水道課長（長生正信） それでは、議案書の51ページを御覧ください。

議案第76号、紀美野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町水道事業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自

治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

令和6年4月1日から紀美野町東部簡易水道事業を地方公営企業法の規定を全部適用することに伴い、紀美野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものでございます。

52ページを御覧ください。

紀美野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

この条例は、既に西部簡易水道事業が法適用を受けており、これに東部簡易水道事業を追加する内容のものでございます。このため、第1条において、地方公営企業の水道事業として、西部簡易水道事業及び東部簡易水道事業を設置するものとしたものでございます。

次の第1条の2では、地方公営企業法の適用範囲について、西部簡易水道と同様に東部簡易水道も法の全部適用を受ける事業として追加するものでございます。

第3条は、前条で法及び令と呼称することによる改正です。

第5条は、地方自治法が令和6年4月1日に改正されることによる条ずれによるものでございます。

第7条は、東部簡易水道も法適用を受けるに当たり、例規の見直しを行い、町長を管理者に改め、作成を提出に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第76号の説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

(水道課長 長生正信 降壇)

◎日程第26号 議案第77号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男) 日程第26号、議案第77号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。家本消防長。

(消防長 家本 宏 登壇)

○消防長（家本 宏） それでは、議案書の55ページをお開きください。

議案第77号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について。

紀美野町火災予防条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由。

令和5年5月31日に公布され、令和6年1月1日から施行される消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令第2条の規定により、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

56ページをお開きください。

紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例。

紀美野町火災予防条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線または太線の部分です。

今回の改正に関しましては、主に蓄電池設備に関するものでありまして、一つ目は、規制区分の見直し。二つ目は転倒防止措置の見直し。三つ目は、屋外に設ける場合の建築物からの離隔距離の見直し。四つ目は、消防長への届出の見直し。以上が主な改正点ですが、そのほかに変電設備及び急速充電設備並びに固体燃料を用いた厨房設備に関しても、若干の見直しがされてございます。

それでは、議案書の56ページから61ページにかけて順次御高覧賜りたいと思います。

まず、第11条、これは変電設備に関する基準ですが、キュービクル式以外の設備も、建築物等との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととされました。

次に、第11条の2は急速充電設備に関する基準ですが、雨水等の侵入防止措置の条文にその筐体はという字句が追加され、より具体化されました。

第13条は、蓄電池設備に関する基準ですが、現在4,800アンペアアワー・セル未満のものは、規制対象外となっていますが、キロワット時に換算しますと、10キロワット時未満となり、当該蓄電池に加えて、蓄電池容量が10キロワット時を超え、20キロワット時以下のものであっても、出火防止措置が講じられたものは規制の対象か

ら除外されることとされました。

また、蓄電池設備には、転倒防止等の措置を講じることとし、開放形鉛蓄電池を用いたものについては、耐酸性の床または台上に設けることとされています。

さらに、同条第3項では、屋外に設ける蓄電池設備は、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離が必要でしたが、一定の要件を満たした場合は不要とされています。

第44条は、火を使用する設備等の設置の届出対象ですが、蓄電池設備については、蓄電池容量が20キロワット時以下のものは届出対象外とされました。

次に、別表第3は、コンロやグリルなど厨房設備等を設置する場合の離隔距離を示したのですが、木炭を燃料とする炭火焼き器の離隔距離が追加されました。

なお、附則として、この条例は令和6年1月1日から施行するとしていますが、施行の際、必要となる経過措置について定めてございます。

御審議の上、原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(消防長 家本 宏 降壇)

◎日程第27 議案第78号 和歌山県市町村総合事務組合格約の変更に関する協議について

○議長(美野勝男) 日程第27、議案第78号、和歌山県市町村総合事務組合格約の変更に関する協議について議題とします。

説明を求めます。坂総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長(坂 詳吾) それでは、議案書の62ページをお開きください。

議案第78号、和歌山県市町村総合事務組合格約の変更に関する協議について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、和歌山県市町村総合事務組合格約を次のとおり変更したいので、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

上大中清掃施設組合が令和6年3月31日をもって解散するのに伴い、同日付で和歌山県市町村総合事務組合を脱退したい旨の通知があったため、和歌山県市町村総合事務組合格約の変更を行うものでございます。

次の63ページから67ページを御覧ください。

和歌山県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約でございます。

和歌山県市町村総合事務組合規約の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

上大中清掃施設組合の解散に伴い、別表第1、別表第2の第3条第1項第1号に掲げる事務及び同表第3条第1項第2号に掲げる事務の表中、「上大中清掃施設組合」を削るものがございます。

附則としまして、この規約は、令和6年4月1日から施行するものがございます。

以上簡単ではございますが、議案第78号の説明といたします。どうかよろしく願いいたします。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

◎日程第28 議案第79号 指定管理者の指定について

○議長(美野勝男) 日程第28、議案第79号、指定管理者の指定について議題とします。

説明を求めます。中前企画管財課長。

(企画管財課長 中前貴康 登壇)

○企画管財課長(中前貴康) 私から議案第79号、指定管理者の指定についての説明をさせていただきます。

議案書の68ページをお開きください。

議案第79号、指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

1、指定管理者に指定を行わせる施設。

その1、所在地、紀美野町菅沢6番地外。

名称、紀美野町美里の湯かじか荘。

その2、所在地、紀美野町小西187番地外。

名称、紀美野町毛原オートキャンプ場。

2、指定管理者に指定する団体。

所在地、岩出市吉田242番地9。

名称、有限会社 自然の世界社。

代表者、代表取締役 上住道宣。

3、指定する期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

紀美野町美里の湯かじか荘及び紀美野町毛原オートキャンプ場の管理運営業務について、より一層のサービスの向上と、業務の効率化を目指すため、紀美野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、令和5年7月18日から9月19日までの間、町広報紙及び町ホームページにおいて公募を行った結果、2団体から応募があり、令和5年10月18日に指定管理者選定委員会において、より効果的かつ効率的な管理ができる団体であるかなど慎重に御審議いただいた結果、指定管理者の候補者として、有限会社自然の世界社が選定されたところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第79号指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。御審議の上、原案のとおり御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

(企画管財課長 中前貴康 降壇)

◎日程第29 議案第80号 指定管理者の指定について

○議長(美野勝男) 日程第29、議案第80号、指定管理者の指定について議題とします。

説明を求めます。吉見産業課長。

(産業課長 吉見将人 登壇)

○産業課長(吉見将人) それでは、私のほうからは議案第80号、指定管理者の指定について御説明をさせていただきます。

それでは、議案書の69ページをお開きください。

議案第80号、指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

1、指定管理者に管理を行わせる施設は、紀美野町中田899番地29、紀美野町山の家おいしでございます。

2、指定管理者に指定する団体は、紀美野町中田899番地29、特定非営利活動法人 生石山の大草原保存会 代表者 理事長 西川泰壽でございます。

3、指定する期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5か年でございます。

山の家おいしの指定管理につきましては、安定した施設の管理運営とサービスの向上を図るため、令和5年9月の1か月間、紀美野町広報紙やホームページにおいて公募を行いました。その結果、2団体からの応募があり、令和5年10月18日に指定管理者選定委員会において、運営と活動方針が設置目的に合致し、今後も安定して効率的に管理運営ができる団体かどうかを慎重に審査いただいた結果、生石山の大自然保存会が候補者として選定されました。

このたび、この結果におきまして、指定管理者として提案させていただいたものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第80号の説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

(産業課長 吉見将人 降壇)

◎日程第30 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第31 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第32 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第33 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（美野勝男） 日程第30、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてから日程第33、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまで、4件を一括議題とします。

説明を求めます。小川町長。

(町長 小川裕康 登壇)

○町長（小川裕康） それでは、別冊諮問事項の1ページをお願いいたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

氏名は、西浦民子、生年月日は昭和30年1月14日生まれ、住所は紀美野町野中245番地でございます。

提案理由につきましては、令和6年6月30日をもって任期が満了となるため、引き続き委員候補者として推薦を行うものであります。西浦氏は平成30年7月1日、法務大臣より人権擁護委員を委嘱され、現在にわたり人権問題について啓発活動や相談など積極的な活動を行われています。今後も今まで以上の活躍が期待できる人物と考えます

ので、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名は、浦 貴子。生年月日は、昭和32年6月23日生まれ。住所は、紀美野町小畑586番地でございます。

提案理由につきましては、令和6年6月30日をもって任期が満了するため、引き続き委員候補者として推薦を行うものであります。浦氏は平成30年7月1日、法務大臣より人権擁護委員を委嘱され、現在にわたりこどもに係る人権を中心に積極的な活動を行われています。今後も今まで以上の活躍が期待できる人物と考えますので、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名は、中野卓哉。生年月日は、昭和33年11月27日生まれ。住所は、紀美野町福井1111番地13でございます。

提案理由につきましては、令和6年6月30日をもって任期が満了となるため、引き続き委員候補者として推薦を行うものであります。中野氏は令和3年7月1日、法務大臣より人権擁護委員を委嘱され現在にわたり人権の大切さを知ってもらえるよう人権研修の講師をされるなど、積極的な活動を行われています。今後も今まで以上の活躍が期待できる人物と考えますので、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

氏名は、中道恒子。生年月日は、昭和36年12月9日生まれ。住所は、紀美野町野中327番地3でございます。

提案理由につきましては、現任の南條氏が令和6年6月30日をもって任期が満了と

なるため、新たに委員候補者として推薦を行うものであります。

中道氏は令和2年3月31日まで、和歌山県紀北支援学校教諭として勤められ、長年障害児教育に携わり、様々な人権教育を積極的に行われています。今後の活躍が期待できる人物と考えますので、御承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

(町長 小川裕康 降壇)

◎日程第34 議案第83号 令和5年度紀美野町一般会計補正予算(第7号)について

○議長(美野勝男) 日程第34、議案第83号、令和5年度紀美野町一般会計補正予算(第7号)について議題とします。

説明を求めます。坂総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長(坂 詳吾) それでは、議案書の73ページをお開きください。

議案第83号、令和5年度紀美野町一般会計補正予算(第7号)。

令和5年度紀美野町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,836万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億7,431万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書に沿って説明させていただきます。

お配りしてございます補正予算説明資料も併せて御覧いただきたく存じます。

それでは、予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

1 3 款分担金及び負担金、1 項 2 目土木費分担金 1, 0 8 0 万円の増額補正で、災害緊急がけ崩れ対策事業分担金でございます。

3 目災害復旧費分担金 4 0 万円の増額補正で、農地災害復旧事業分担金でございます。

1 4 款使用料及び手数料、2 項 3 目土木手数料 2, 0 0 0 万円の増額補正で、建設残土処理手数料でございます。

1 5 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金 2 2 5 万 5, 0 0 0 円の増額補正で、障害児入所給付費等負担金でございます。

2 項 1 目総務費国庫補助金 1, 3 0 6 万 2, 0 0 0 円の増額補正で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で 1, 2 8 2 万 6, 0 0 0 円、個人番号カード交付事務費補助金で 2 3 万 6, 0 0 0 円をそれぞれ計上してございます。

2 目民生費国庫補助金 5 4 万 9, 0 0 0 円の増額補正で、地域生活支援事業費補助金で 3 8 万 4, 0 0 0 円、電算システム改修に充当する障害者総合支援事業費補助金で 1 6 万 5, 0 0 0 円をそれぞれ計上してございます。

3 目衛生費国庫補助金 2 8 0 万 4, 0 0 0 円の増額補正で、災害等廃棄物処理事業費補助金でございます。

4 ページに移りまして、1 6 款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金 3 5 万 9, 0 0 0 円の増額補正で、障害児入所給付費等負担金で 1 1 2 万 7, 0 0 0 円の増額及び後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金の額の確定に伴う 7 6 万 8, 0 0 0 円の減額でございます。

2 項 2 目民生費県補助金 2 8 万 8, 0 0 0 円の増額補正で、地域生活支援事業費補助金でございます。

9 目災害復旧費県補助金 2 0 0 万円の増額補正で、現年農地農業用施設災害復旧事業費補助金でございます。

3 項 3 目農林水産業費県委託金 4 2 万円の減額補正で、県事業廃止に伴うニホンジカ管理捕獲業務委託金の減額でございます。

1 8 款寄附金、1 項 1 目一般寄附金で 1, 5 0 0 万円の増額補正でございます。

2 目ふるさとまちづくり応援寄附金 6, 0 0 0 万円の増額補正で、寄附額の増加によるものでございます。

1 9 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金で 3, 5 3 4 万 4, 0 0 0 円の増額補正で

ございます。

5 ページに移りまして、5 目森林環境譲与税基金繰入金 8 1 7 万 1, 0 0 0 円の減額補正で、森林経営調査業務の事業量の減少による基金繰入金の減額でございます。

6 目公共施設等整備基金繰入金 3 5 9 万 2, 0 0 0 円の増額補正で、野上小学校防火シャッター修繕、野上小学校消防設備修繕、下神野小学校防火シャッター修繕にそれぞれ充当するものでございます。

2 1 款諸収入、3 項 1 目雑入 2 1 9 万 8, 0 0 0 円の増額補正で、農業次世代人材投資資金返還金で 2 1 2 万 5, 0 0 0 円、中山間地域等直接支払交付金過年度返還金として 7 万 3, 0 0 0 円をそれぞれ計上してございます。

2 2 款町債、1 項 8 目災害復旧債 1, 8 3 0 万円の増額補正で、2 か所の農地農業用施設復旧事業に現年補助災害復旧事業債 3 6 0 万円を、天文台法面復旧事業と中地区防災行政無線復旧事業に、現年単独災害復旧事業債 1, 4 7 0 万円を充当するものでございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の 6 ページをお開きください。

歳出の中でパートタイム会計年度任用職員報酬、給料、職員手当等、共済費の人件費の補正につきましては、人事院の勧告に伴うものが主な要因でございます。

この後、随所に計上してございますが同様の理由ですので説明を省略させていただきますことを御了承くださいますようお願いいたします。

1 款議会費、1 項 1 目議会費 4 2 万 2, 0 0 0 円の増額補正で、超過勤務手当 5 万 2, 0 0 0 円を含む人件費でございます。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費 1 8 4 万円の増額補正で、人件費でございます。

4 目財産管理費 5 1 1 万 5, 0 0 0 円の増額補正で、旧長谷小学校解体撤去工事において、現地調査の結果、一部でアスベストが検出されたため、増額するものでございます。

7 ページに移りまして、5 目企画費 3, 1 8 7 万 1, 0 0 0 円の増額補正で、人件費 1 8 7 万 1, 0 0 0 円と、1 2 節委託料で、ふるさとまちづくり応援寄附金の増加に伴い、ふるさと納税支援業務委託料 3, 0 0 0 万円を計上してございます。

6 目電子計算費 3 3 万 7, 0 0 0 円の増額補正及び 7 目支所及び出張所費 1 9 万 6, 0

00円の増額補正で、いずれも人件費でございます。

8ページにわたりまして、11目防災諸費138万6,000円の増額補正で、人件費43万7,000円と10節需用費で、去る6月2日の豪雨による災害記録を残していくため、災害記録冊子の印刷製本費として94万9,000円を計上してございます。

2項1目税務総務費32万4,000円の増額補正で、人件費でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費1,399万7,000円の増額補正で、人件費55万5,000円と12節委託料で、戸籍システムや住民基本台帳システムの改修委託料として、1,344万2,000円を計上してございます。

9ページに移りまして、3款民生費、1項1目社会福祉総務費52万3,000円の増額補正、2目国民年金事務費25万円の増額補正で、いずれも人件費でございます。

3目老人福祉費69万2,000円の増額補正で、超過勤務手当46万円を含む人件費でございます。

4目障害者福祉費599万2,000円の増額補正で、12節委託料で、障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修委託料として33万円、19節扶助費で、移動支援事業115万2,000円、障害児給付費451万円をそれぞれ計上してございます。

10ページにわたりまして、9目総合福祉センター管理運営費12万6,000円の増額補正で、人件費でございます。

11目国民健康保険事業費37万4,000円の増額補正で、国民健康保険事業特別会計への繰出金でございます。

12目介護保険事業費144万4,000円の増額補正で、介護保険事業特別会計への繰出金でございます。

13目後期高齢者医療費2,131万5,000円の減額補正で、後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額でございます。

2項1目児童福祉総務費974万7,000円の増額補正で、人件費で143万8,000円と17節備品購入費で新たに設置予定の子育て推進課に係る施設用備品及び事務用備品として830万9,000円をそれぞれ計上してございます。

11ページにわたりまして、2目青少年対策費591万7,000円の減額補正で、人件費で8万3,000円の増額と夏祭り実行委員会への補助金600万円の減額でございます。

4目こども園費444万4,000円の増額補正、5目児童館運営費31万3,000

円の増額補正で、いずれも人件費でございます。

6目学童保育費13万3,000円の増額補正で、過年度返還金でございます。

12ページにわたりますして、4款衛生費、1項4目環境衛生費307万4,000円の増額補正で、人件費で36万5,000円、簡易水道事業特別会計への繰出金270万9,000円をそれぞれ計上してございます。

5目成人保健対策費55万3,000円の増額補正で、人件費でございます。

7目診療諸費166万5,000円の減額補正で、国民健康保険診療所事業特別会計への繰出金の減額でございます。

2項1目清掃総務費379万3,000円の増額補正で、紀の海広域施設組合への災害廃棄物ごみ処理負担金でございます。

2目塵芥処理費11万3,000円の増額補正で、人件費でございます。

13ページにわたりますして、5款農林水産業費、1項1目農業委員会費36万9,000円の増額補正。2目農業総務費33万2,000円の増額補正で、いずれも人件費でございます。

3目農業振興費168万3,000円の増額補正で、超過勤務手当を含む人件費で4万3,000円の増額。18節負担金、補助及び交付金で、県事業廃止に伴うニホンジカ管理捕獲業務補助金50万円の減額、22節償還金、利子及び割引料で、交付金等の過年度返還金218万円をそれぞれ計上してございます。

4目耕地総務費350万5,000円の減額補正で、人件費で7万3,000円の増額と、農業集落排水事業特別会計への繰出金357万8,000円の減額でございます。

14ページにわたりますして、6目地籍調査事業費46万7,000円の増額補正で人件費でございます。

2項1目林業総務費761万7,000円の減額補正で、人件費で71万円の増額、12節委託料で、森林経営調査業務の事業量の減少による森林経営調査業務委託料832万7,000円の減額でございます。

2目林道維持費414万円の増額補正で、人件費で14万円、林道維持補修工事費で400万円をそれぞれ計上してございます。

15ページに移りますして、4項1目山村振興総務費81万6,000円の増額補正で、人件費でございます。

6款商工費、1項1目商工振興費24万1,000円の増額補正で、人件費ござい

ます。

16ページにわたりまして2目観光費165万2,000円の増額補正で、人件費で25万6,000円、10節需用費で毛原上公衆便所の修繕料34万8,000円、27節繰出金で、のかみふれあい公園運営事業特別会計への繰出金104万8,000円をそれぞれ計上してございます。

7款土木費、1項1目土木総務費2,166万2,000円の増額補正で、人件費で6万2,000円、18節負担金、補助及び交付金で、県への災害緊急がけ崩れ対策事業負担金2,160万円をそれぞれ計上してございます。

17ページにわたりまして、2項2目道路橋りょう新設改良費39万8,000円の増額補正で、人件費で39万8,000円と12節委託料で、町道釜滝柴目線トンネル工事積算業務委託料1,600万円の増額、水文観測調査業務委託料の額の確定により361万3,000円の減額、13節使用料及び賃借料で、借地料の額の確定により28万1,000円の減額。14節工事請負費で、町道釜滝柴目線道路改良工事費1,210万6,000円の減額をそれぞれ計上してございます。

3項1目住宅管理費11万4,000円の増額補正で、人件費でございます。

18ページにわたりまして、5項1目建設残土処理費13万3,000円の増額補正で、人件費でございます。

8款消防費、1項1目常備消防費508万1,000円の増額補正で人件費でございます。

9款教育費、1項2目事務局費91万4,000円の増額補正で、人件費でございます。

19ページに移りまして、4目教育振興費51万円の増額補正で、国保野上厚生総合病院附属看護専門学校への授業料等減免補助金でございます。

2項1目学校管理費440万8,000円の増額補正で、人件費で81万4,000円と10節需用費で、野上小学校防火シャッター修繕、野上小学校消防設備修繕、下神野小学校防火シャッター修繕で359万4,000円をそれぞれ計上してございます。

3項1目学校管理費576万4,000円の増額補正で、紀美野中学校改修工事設計業務委託料でございます。

20ページ、21ページにわたりまして、4項1目社会教育総務費29万9,000円の増額補正、3目公民館費57万4,000円の増額補正、4目人権教育費15万1,

000円の増額補正、7目星の動物園管理運営費44万5,000円の増額補正、8目文化センター管理運営費57万2,000円の増額補正、10目自然体験世代交流センター管理運営費10万5,000円の増額補正で、いずれも人件費でございます。

5項1目保健体育総務費44万8,000円の増額補正、2目体育施設管理運営費4万2,000円の増額補正で、いずれも人件費でございます。

10款災害復旧費、1項1目道路橋りょう災害復旧費3,200万円の増額補正で、3節職員手当等で200万円の超過勤務手当、14節工事請負費で災害対応関連工事費3,000万円をそれぞれ計上してございます。

2目河川災害復旧費3,000万円の減額補正で、14節工事請負費で災害対応関連工事費の減額でございます。

22ページに移りまして、2項1目農地農業用施設災害復旧費400万円の増額補正で、14節工事請負費で2か所の令和5年発生災害農地農業用施設復旧工事でございます。

2目林業施設災害復旧費1,400万円の増額補正で、14節工事請負費で災害対応関連工事費でございます。

3項1目その他公共施設・公用施設災害復旧費につきましては、天文台法面復旧事業と中地区防災行政無線復旧事業において、現年単独災害復旧事業債を充当したことによる財源振替で、補正額の増減はございません。

12款諸支出金、1項6目ふるさとまちづくり応援基金費6,000万円の増額補正で、ふるさとまちづくり応援寄附金の増加に伴うふるさとまちづくり応援基金積立金の増額でございます。

恐れ入りますが、議案書の77ページに戻っていただきたいと思っております。

第2表、繰越明許費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名は旧長谷小学校解体撤去事業で事業費は6,763万円と、9款教育費、3項中学校費、事業名は紀美野町中学校改修事業で、事業費は576万4,000円でございます。

第3表、債務負担行為補正でございます。

追加するものは、紀美野町美里の湯かじか荘・紀美野町毛原オートキャンプ場指定管理委託料で、期間については令和6年度から令和10年度で、各年度の限度額はそれぞれ957万円とするものでございます。

また、もう一つは、紀美野町山の家おいし指定管理委託料で、期間については令和6年度から令和10年度で、各年度の限度額はそれぞれ264万円とするものでございます。

78ページに移りまして、第4表、地方債補正でございます。

変更するものは、災害復旧事業債の現年補助災害復旧事業で、限度額を360万円増額の2億6,630万円に、災害復旧事業債の現年単独災害復旧事業で、限度額を1,470万円増額の1,650万円にしております。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上、議案第83号、令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（総務課長 坂 詳吾 降壇）

◎日程第35 議案第84号 令和5年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

◎日程第36 議案第85号 令和5年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第37 議案第86号 令和5年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（美野勝男） 日程第35、議案第84号、令和5年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてから、日程第37、議案第86号、令和5年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまで、3議案を一括議題とします。

説明を求めます。東浦住民課長。

（住民課長 東浦功三 登壇）

○住民課長（東浦功三） それでは、議案書の79ページを御覧ください。

議案第84号、令和5年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,033万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書の25ページを御覧ください。説明資料のほうは27ページでございます。

歳入でございます。

3款国庫支出金、1項2目社会保障税番号制度システム整備費補助金は、1節社会保障税番号制度システム整備費補助金4万2,000円の増額補正でございます。マイナンバーカードの保険証利用に係る周知のための経費に充当するものでございます。

4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、2節特別交付金は、特別調整交付金110万円の増額補正でございます。令和6年1月施行予定の、産前産後期間の国民健康保険税免除措置に伴うシステム改修費に対し、交付されるものでございます。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金は37万4,000円の増額補正で、人事院勧告に伴う人件費の増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

予算に関する説明書の26ページを御覧ください。説明資料は28ページでございます。

歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費、2節給料11万5,000円、3節職員手当等12万9,000円、4節共済費13万円につきましては、人事院勧告に伴う人件費の増額補正でございます。

10節需用費は、印刷製本費4万2,000円の増額補正で、マイナンバーカードの保険証利用に係る周知のための経費でございます。

続いて、2項徴税费、1目賦課徴収費、12節委託料110万円の増額補正で、産前産後期間の国民健康保険税免除措置に伴う電算システム改修委託料でございます。

以上、議案第84号の説明といたします。

続いて、議案書の83ページを御覧ください。

議案第85号、令和5年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に

定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,486万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書の29ページを御覧ください。説明資料につきましても、29ページです。

歳入でございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金166万5,000円を減額補正をするものでございます。

6款繰越金、1項1目繰越金、1節繰越金は、令和4年度の繰越金を編入するために277万7,000円を増額補正をするものでございます。

予算に関する説明書、30ページを御覧ください。説明資料につきましても、30ページでございます。

歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費は111万2,000円を増額補正で、会計年度任用職員4名と職員4名分の人事院勧告に伴う人件費を増額するもので、1節報酬53万7,000円、2節給料13万円、3節職員手当等34万8,000円、4節共済費9万7,000円を増額補正でございます。

以上、議案第85号の説明といたします。

続きまして、議案書の87ページを御覧ください。

議案第86号、令和5年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ67万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億471万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書の33ページ、それから説明資料の31ページを御覧ください。

歳入でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は2,131万5,000円の減額補正でございます。2節保険基盤安定繰入金は、保険基盤安定負担金の減額に伴い102万5,000円の減額。3節療養給付費繰入金は、令和4年度の広域連合納付金が精算されましたので、財源の振替による2,064万2,000円の減額。4節職員給与費繰入金は人事院勧告に伴い、35万2,000円の増額でございます。

5款諸収入、3項1目雑入は、先ほど申しました令和4年度の広域連合納付金の精算金2,064万2,000円の増額でございます。

続いて、予算に関する説明書34ページを御覧ください。説明資料は32ページでございます。

歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費は、人事院勧告に伴い、職員の人件費24万8,000円の増額補正でございます。2節給料4万9,000円、3節職員手当等9万3,000円、4節共済費10万6,000円の増額となっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は102万5,000円の減額補正で、基盤安定負担金の減額によるものでございます。

3款保健事業費、1項1目保健事業と介護予防の一体化事業費は、人事院勧告に伴い、職員の人件費10万4,000円の増額補正でございます。2節給料1万5,000円、3節職員手当等4万9,000円、4節共済費4万円の増額となっております。

以上、議案86号の説明といたします。どうかよろしく願いいたします。

(住民課長 東浦功三 降壇)

◎日程第38 議案第87号 令和5年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長(美野勝男) 日程第38、議案第87号、令和5年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について議題とします。

説明を求めます。森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは、議案書の91ページをお開きください。

議案第87号、令和5年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ262万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,924万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

それでは、予算に関する説明書の37ページをお開きください。

また、予算説明資料は33ページからとなりますので、併せて御覧ください。

歳入でございます。なお、今回の補正は、主に令和5年度人事院勧告に伴う人件費の補正で、歳入は人件費の増額に伴う国・県等の負担分を計上しております。

3款国庫支出金、2項1目調整交付金は2万円。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は4万円。3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は29万2,000円の増額補正です。

6目介護保険事業費補助金は60万5,000円の増額補正です。システム改修に係る国の補助金でございます。

4款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金は5万4,000円。5款県支出金、2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は2万5,000円。2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は14万6,000円の増額補正です。

38ページを御覧ください。

7款繰入金、1項2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は2万5,000円。3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は14万6,000円。4目事務費繰入金は127万3,000円の増額補正です。

続いて、39ページを御覧ください。

歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費は187万8,000円の増額補正です。人事院勧

告に伴う職員及び会計年度任用職員の人件費で66万8,000円。令和6年度介護職の報酬改定に伴う電算システム改修委託料121万円の増額補正でございます。

3款地域支援事業費、2項1目一般介護予防事業費は20万1,000円の増額補正です。人事院勧告に伴う職員の人件費の増額補正でございます。

また、同様の理由により、3項1目総合相談事業費についても7万5,000円、40ページの3項2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は68万5,000円の増額補正でございます。

4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は21万3,000円の減額補正で、人事院勧告に伴う人件費の増額に伴い、第1号被保険者の負担分を基金積立金を減額して対応するものでございます。

以上、簡単ですが、議案第87号の説明といたします。よろしく申し上げます。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

◎日程第39 議案第88号 令和5年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長(美野勝男) 日程第39、議案第88号、令和5年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第2号)について議題とします。

説明を求めます。吉見産業課長。

(産業課長 吉見将人 登壇)

○産業課長(吉見将人) それでは、議案書の95ページをお開きください。

議案第88号、令和5年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第2号)。

令和5年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,340万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

申し訳ございませんが、予算に関する説明書43ページをお開きください。説明資料

は37ページからとなりますので、併せて御覧ください。

2、歳入でございます。

2款1項1目一般会計繰入金で104万8,000円の増額でございます。これは、人件費の増額に伴いまして、一般会計から繰入金を受けるものでございます。

続きまして、44ページを御覧ください。

3、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費で104万8,000円の増額補正でございます。内訳としましては、パートタイム会計年度任用職員の1節の報酬で、91万9,000円、3節の職員手当等で7万3,000円、4節の共済費で5万6,000円の補正となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第88号、令和5年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

（産業課長 吉見将人 降壇）

◎日程第40 議案第89号 令和5年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（美野勝男） 日程第40、議案第89号、令和5年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

説明を求めます。米田建設課長。

（建設課長 米田和弘 登壇）

○建設課長（米田和弘） それでは、議案書の99ページをお願いいたします。

議案第89号、令和5年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度紀美野町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,878万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

それでは、予算に関する説明書の47ページをお願いいたします。補正予算説明資料は、39ページを御覧ください。

2、歳入でございます。

3款繰入金、1項1目繰入金で、一般会計からの繰入金357万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

農業集落排水事業機能強化工事に伴う農林漁業集落排水事業元利償還金助成交付金の交付決定に伴う交付金の増額に係る繰入金の減額によるものでございます。

続きまして、4款繰越金、1項1目繰越金で前年度繰越金額の確定により、8万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、8款県支出金、1項1目農林漁業集落排水事業元利償還金助成交付金で373万9,000円の増額補正をお願いするもので、農業集落排水事業の機能強化工事に係る起債に対する交付金で、交付決定に伴い増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、48ページを御覧ください。

補正予算説明資料は40ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費で7万3,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、人事院勧告に伴う人件費の補正でございまして、2節給料で1万2,000円の増額補正、3節職員手当4万1,000円の増額、4節共済費2万円の増額の合計7万3,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第89号、令和5年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（建設課長 米田和弘 降壇）

◎日程第41 議案第90号 令和5年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

◎日程第42 議案第91号 令和5年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（美野勝男） 日程第41、議案第90号、令和5年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について及び日程第42、議案第91号、令和5年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、一括議題とします。

説明を求めます。長生水道課長。

(水道課長 長生正信 登壇)

○水道課長(長生正信) それでは、議案書103ページをお開きください。

議案第90号、令和5年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)。

令和5年度紀美野町の東部簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,297万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書51ページをお開きください。説明資料は41ページからとなっております。

歳入です。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金270万9,000円の増額でございます。

5款繰越金、1項1目繰越金については、前年度の繰越金の額の確定によるもので、4万5,000円の増額でございます。

次に、52ページの歳出でございます。

1款衛生費、1項1目一般管理費では、人事院勧告に伴う職員6名の給料、手当、共済費等の人件費の補正で、60万4,000円の増額、2目作業費では、2節職員手当で、今年度は災害等の対応により不足している超勤手当で15万円の増額、10節需用費でも同様に、災害を含め修繕費が増加しており、200万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和5年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の107ページをお開きください。

議案第91号、令和5年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算(第2号)。

(総則)

第1条、令和5年度紀美野町西部簡易水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定

めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条、令和5年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款、水道事業費用は74万6,000円の増額で、2億305万5,000円。

第1項営業費用は74万6,000円の増額で、1億8,209万9,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条予算、第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費74万6,000円の増額で2,406万4,000円。

令和5年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

続いて、予算に関する説明書54ページをお開きください。説明資料のほうは43ページでございます。

収益的支出の実施計画明細書でございます。今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の補正となっております。

2目配水・給水費では、職員2名の給料、手当、共済費等の人件費で39万5,000円の増額。4目業務及び総係費では、職員1名及び会計年度任用職員1名の人件費で、35万1,000円の増額でございます。

次のページ、キャッシュフロー及び予定貸借対照表につきましても、人件費の補正額を反映させたものとなっております。

以上、簡単ではございますが、令和5年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

(水道課長 長生正信 降壇)

○議長(美野勝男) 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日29日から12月4日までの6日間、議案精読のため休会し、12月5日午前9時から会議を開きたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長（美野勝男）

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 3時17分）